

# まちづくり環境委員会 案件一覧

(令和6年9月27日開催分)

○所管事務報告 6件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり推進部	1	第183回大田区都市計画審議会の報告について	14	深川 都市計画課長
	2	(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画の策定について	15	深川 都市計画課長
	3	大田区景観計画の変更素案に関するパブリックコメントの実施結果及び今後のスケジュールについて	16	西山 まちづくり計画調整担当課長
都市基盤整備部	4	令和6年度水防態勢の構築について	9	中村 都市基盤管理課長
環境清掃部	5	2021(令和3)年度大田区の温室効果ガス排出量報告について	8	柞木 環境計画課長
	6	大田区と株式会社ジモティーとの連携協定の締結について	9	三須 清掃事業課長

まちづくり環境委員会 令和6年9月27日
まちづくり推進部 資料14番
所管 都市計画課

## 第183回大田区都市計画審議会の報告について

### 1 都市計画審議会の概要

#### (1) 日 時

令和6年7月31日(水) 10:00~10:40

#### (2) 開催場所

入新井集会室4階 大・小集会室

### 2 諮問案件

第一号議案 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可について(城南島二丁目)

第二号議案 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可について(京浜島二丁目)

### 3 審議結果

第一号議案、第二号議案ともに「諮問のとおり定めることが適当である」と答申された。

### 4 添付資料

添付資料1 第一号議案 関連資料

添付資料2 第二号議案 関連資料

## 目次

- ①施設計画書
- ②位置図
- ③都市計画の概要
- ④施設計画の概要
- ⑤処理施設の概要
- ⑥搬出入に係る計画
- ⑦環境影響調査の結果
- ⑧写真

# 第1号議案

## ①施設計画書

### 1 施設の名称・種類

施設の名称 : 株式会社要興業 城南島リサイクルセンター  
施設の種類 : 一般廃棄物処理施設  
廃棄物の種類 : プラスチック製容器包装(容リプラ)、ペットボトル  
廃棄物の処理方法 : 圧縮梱包

### 2 計画地の位置

大田区城南島二丁目8番1号(住居表示)  
大田区城南島二丁目21番(地番)

### 3 事業主体

住所 : 東京都豊島区池袋二丁目14番8号 池袋エヌエスビル  
事業者名 : 株式会社 要興業  
代表者氏名 : 代表取締役 木納 孝  
事業内容 : 一般廃棄物収集運搬業務／一般廃棄物処分業務／産業廃棄物収集運搬業務／産業廃棄物処分業務／特別管理産業廃棄物(医療廃棄物)収集運搬業務／再生資源取扱業務(金属・ガラス・発泡スチロール・古紙・ペットボトル)／機密情報処理業務／古物売買業務／貨物運送取扱業務／倉庫取扱業務

### 4 事業スケジュール

工事着工 令和6年9月  
施設稼働 令和6年11月

### 5 申請理由

(株)要興業城南島リサイクルセンターは平成22年より稼働。産業廃棄物の処理とともに自治体より委託を受けた一般廃棄物の処理を行っている。  
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、廃プラスチックの処理能力を高める必要性が出ている。資源循環の取組に対応するため、自治体で発生する廃プラスチックの処理需要に対応すべく既存施設の処理能力を増量し社会貢献を行うため。



# 第1号議案

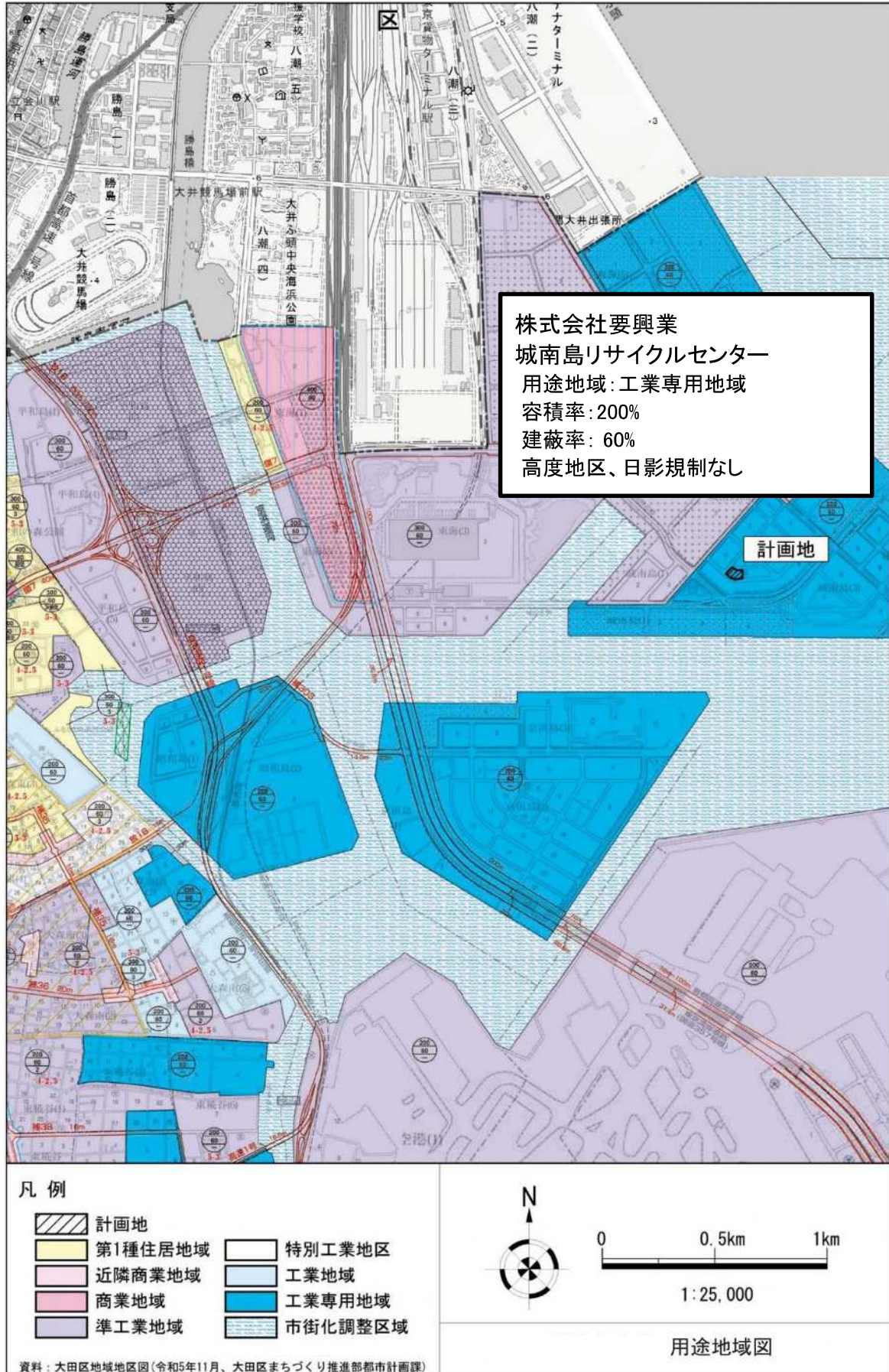
## ②位置図





# 第1号議案

## ③都市計画の概要





# 第1号議案

## ④施設計画概要

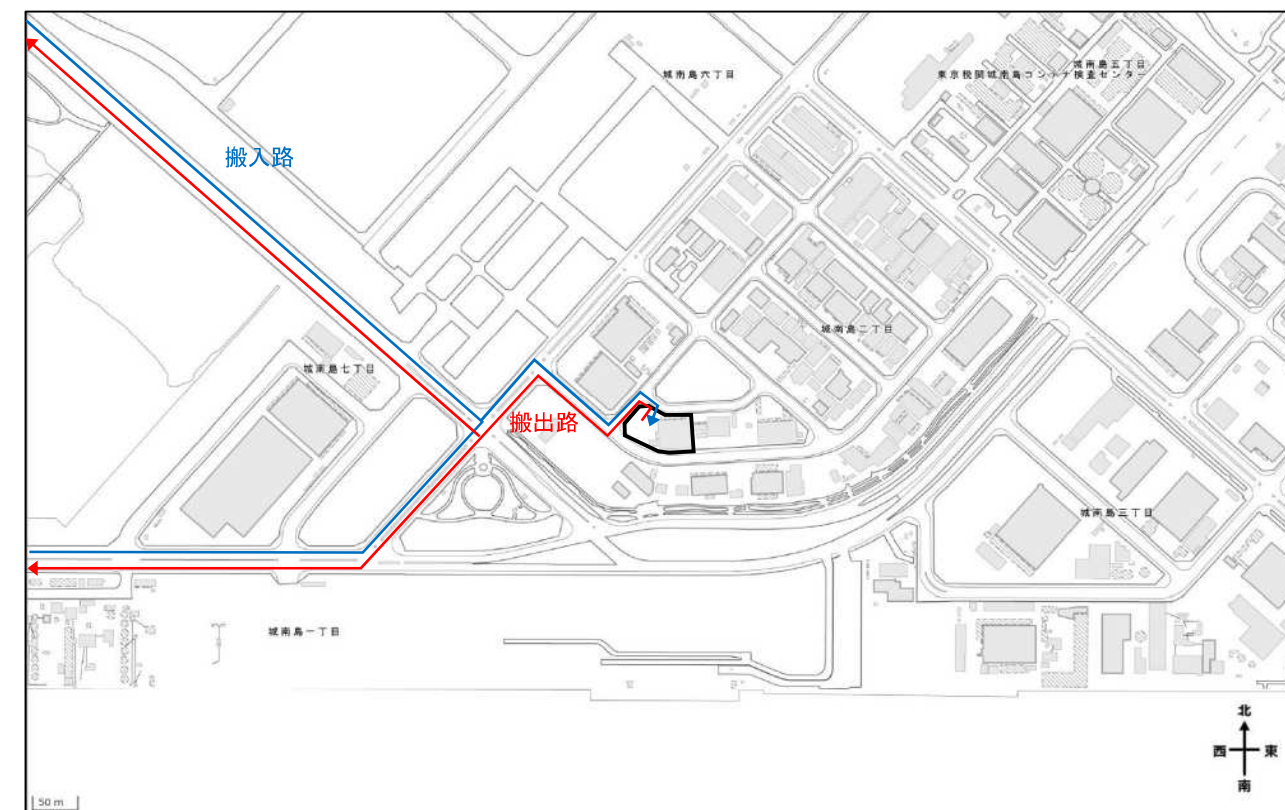
住所 : 大田区城南島二丁目8番1号

### 既存施設の概要

		既設				
敷地面積		2813.13㎡				
建築物	用途	構造、階数	延べ面積	建築面積	高さ	
	1	リサイクル工場	鉄骨造1階	11.92.20㎡	1208.40㎡	9.91m
	2	事務所	鉄骨造1階	57.41㎡	68.48㎡	7.25m
			鉄骨造2階	68.48㎡		
計			1318.09㎡	1276.88㎡	9.91m	
施設稼働時間		8時間(8時～17時)				

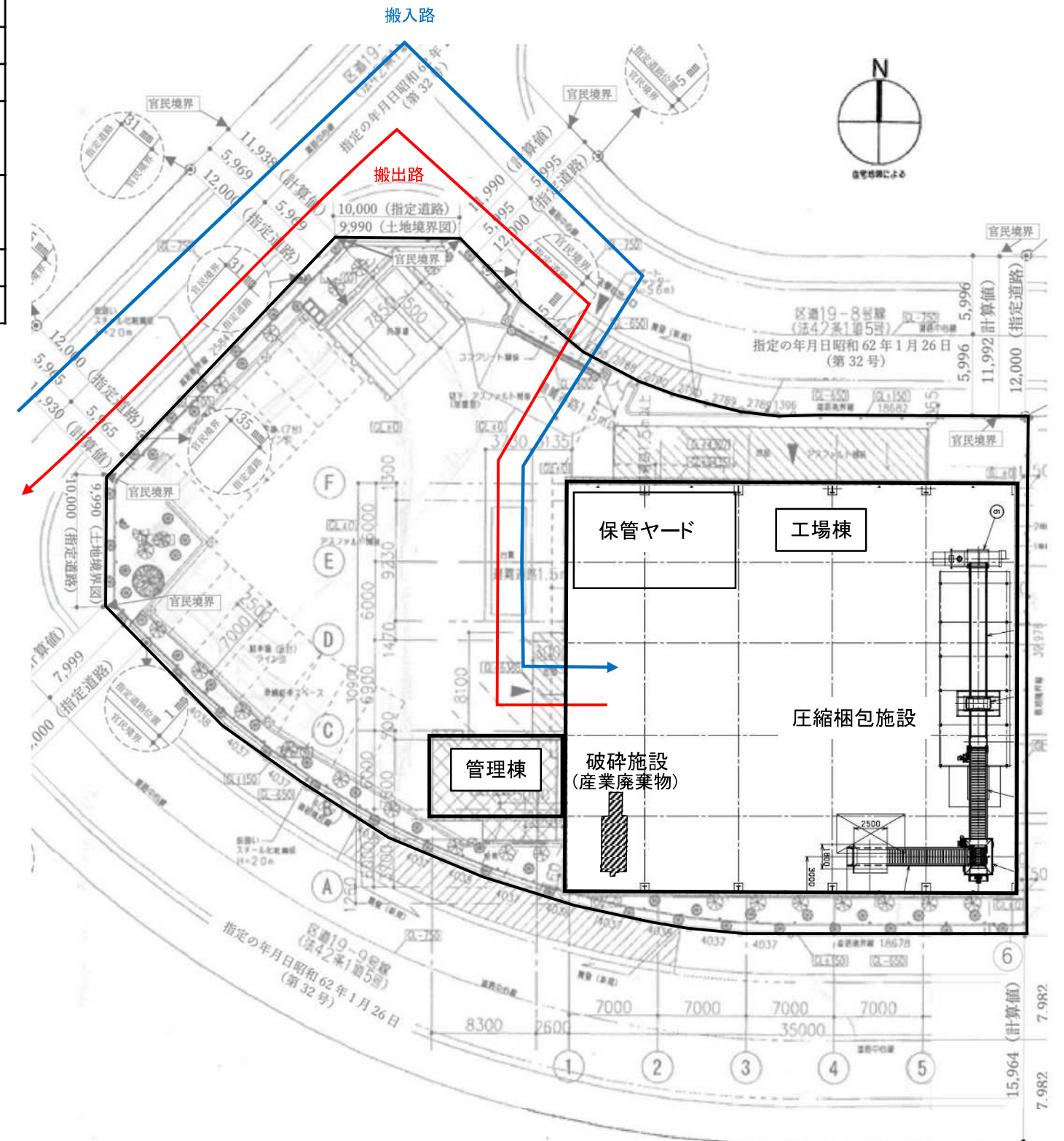
### 設備計画(一般廃棄物)

	処理施設の種類の種類	処理能力	処理量
変更前	ごみ処理施設	3.52 t/日(8h)	約 3.5 t/日
変更後		14.48 t/日(8h)	約 9.3 t/日



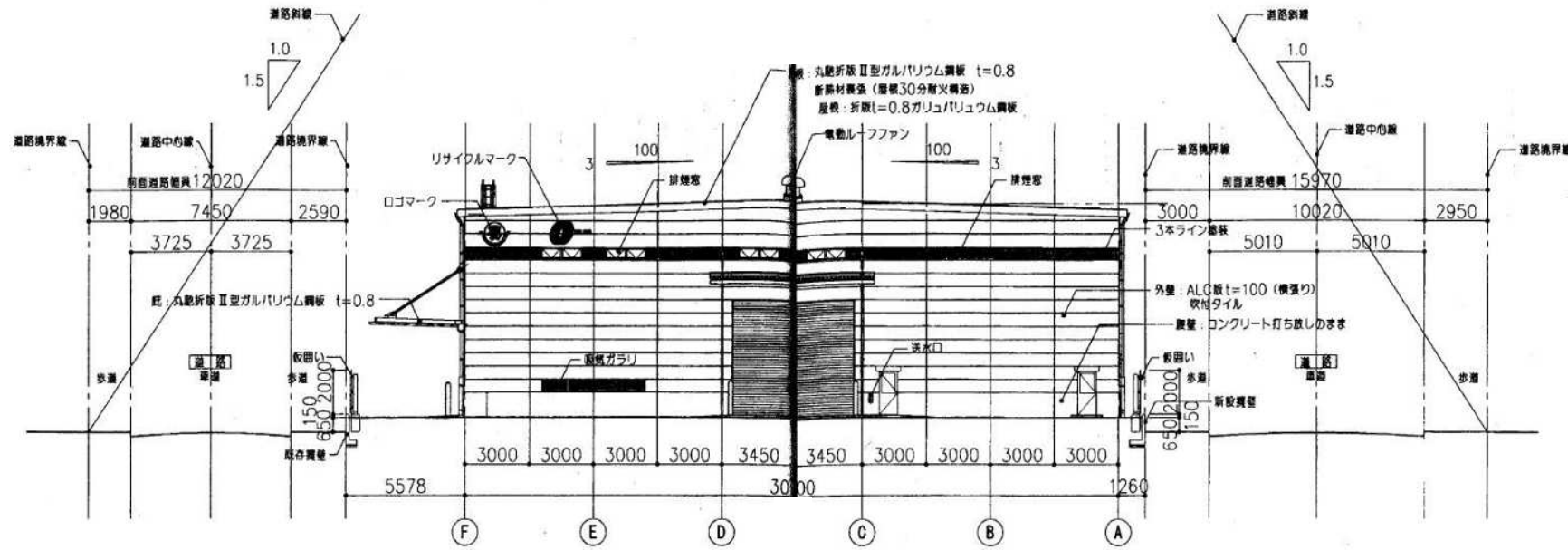
出典: 国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>)

案内図

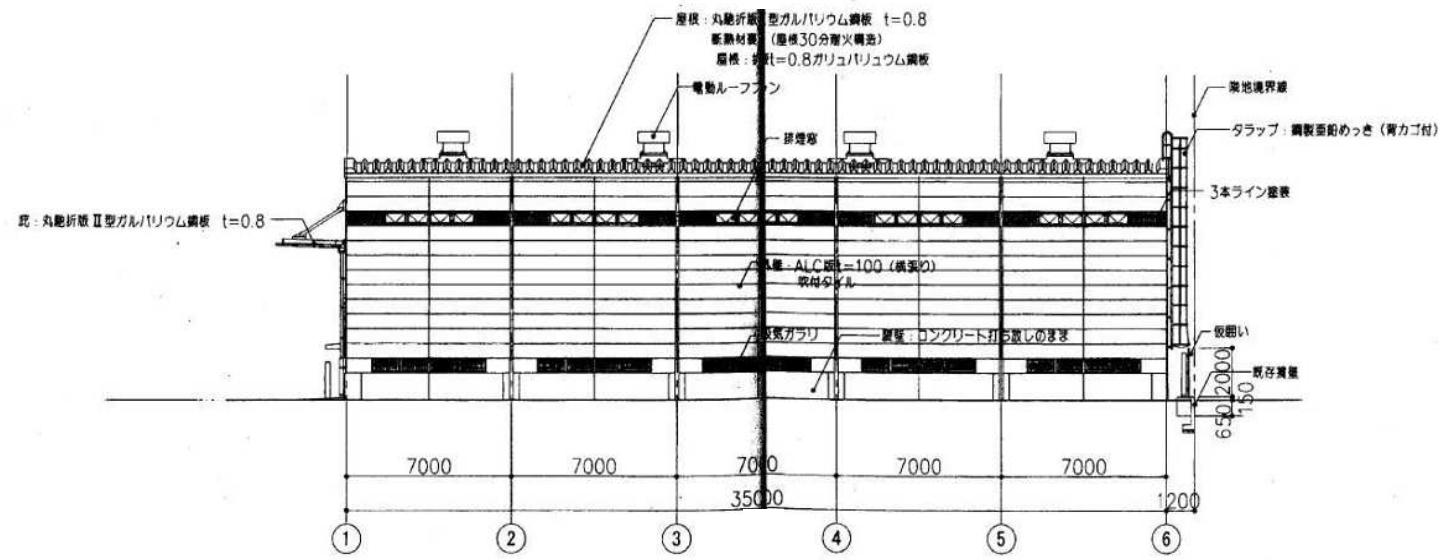


配置図

# 第1号議案

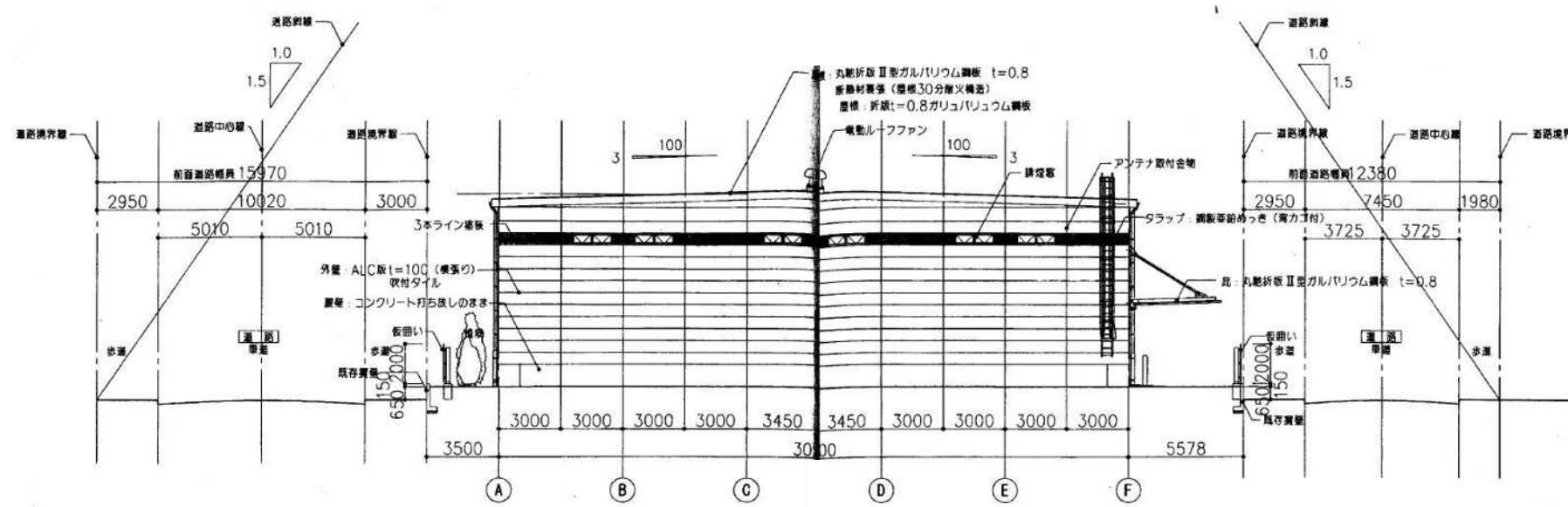


西側立面図

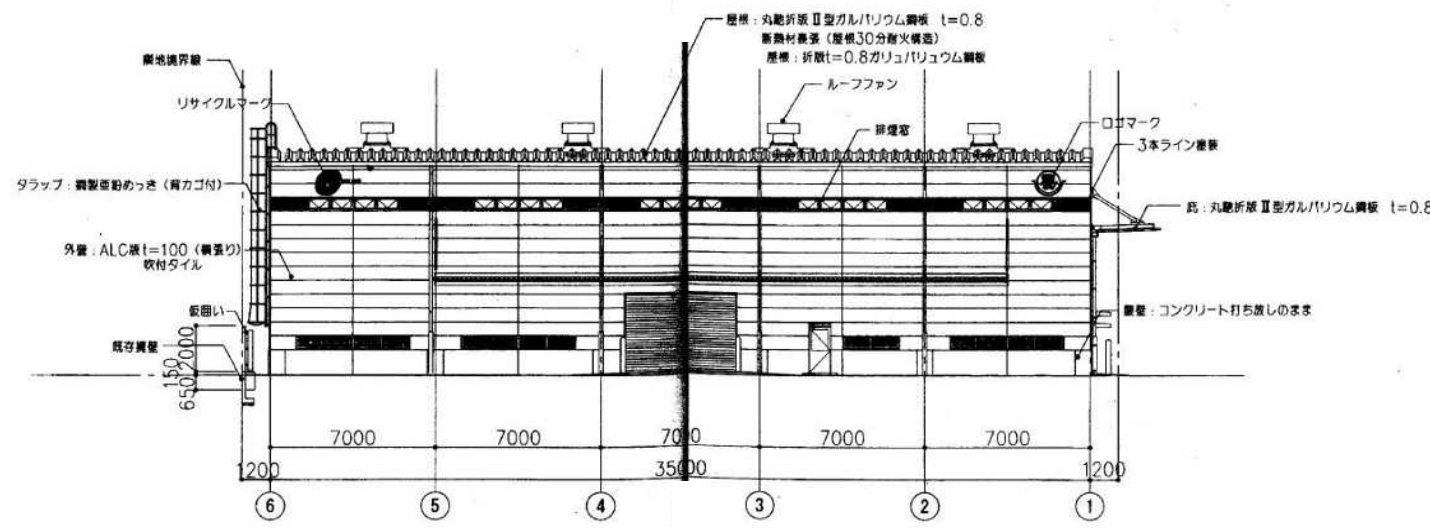


南側立面図

# 第1号議案

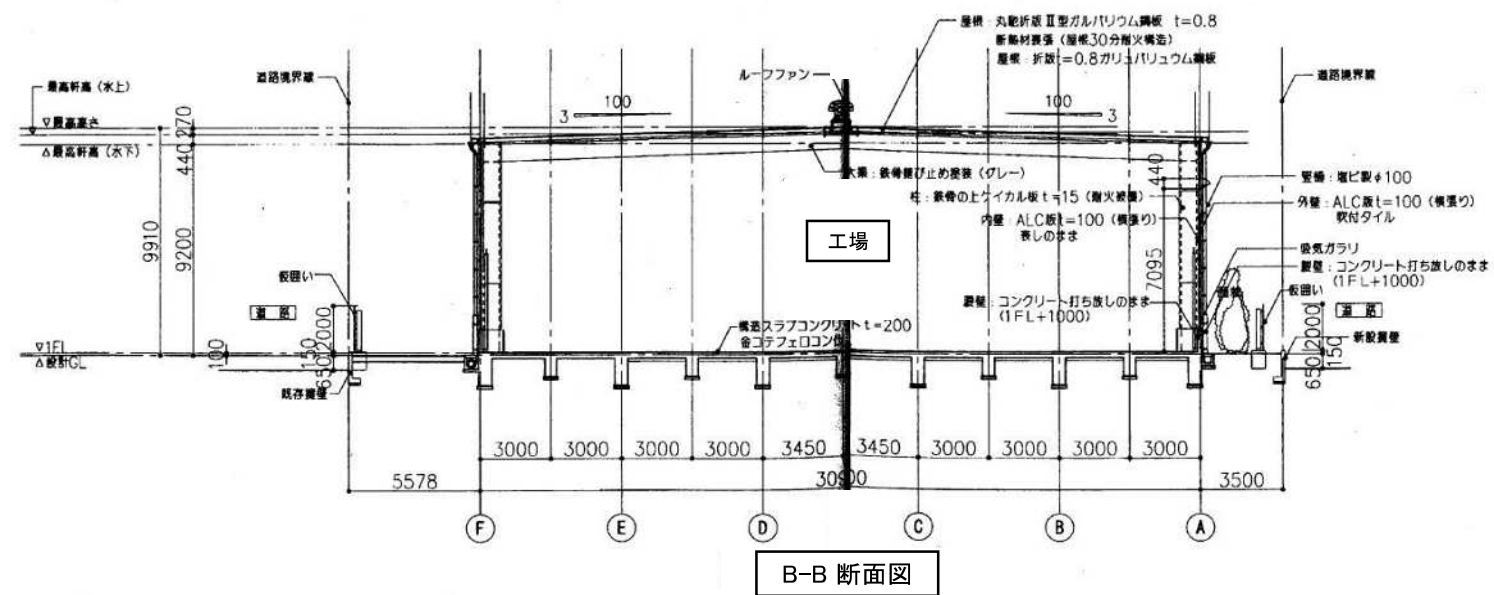
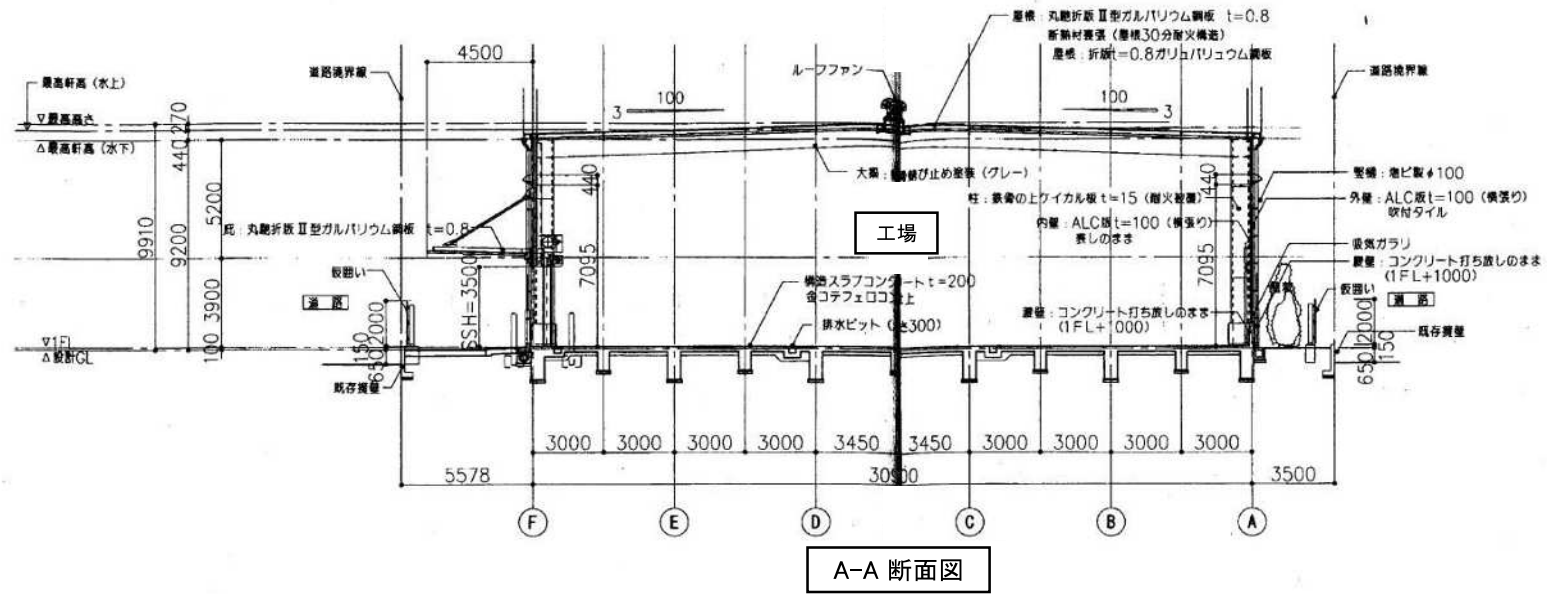


東側立面図

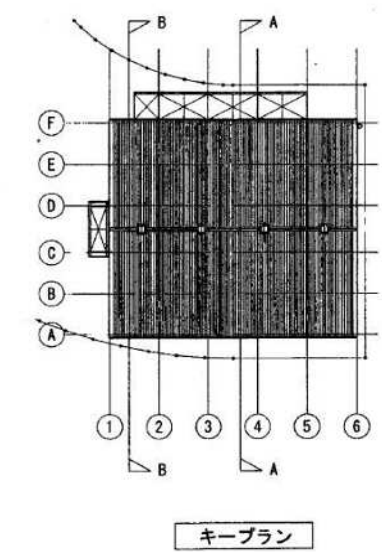


東側立面図

# 第1号議案



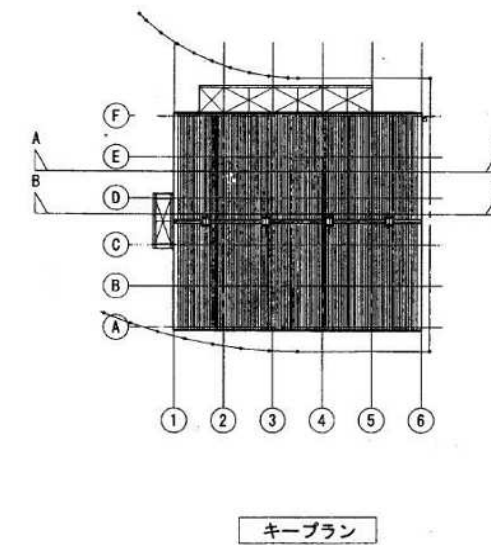
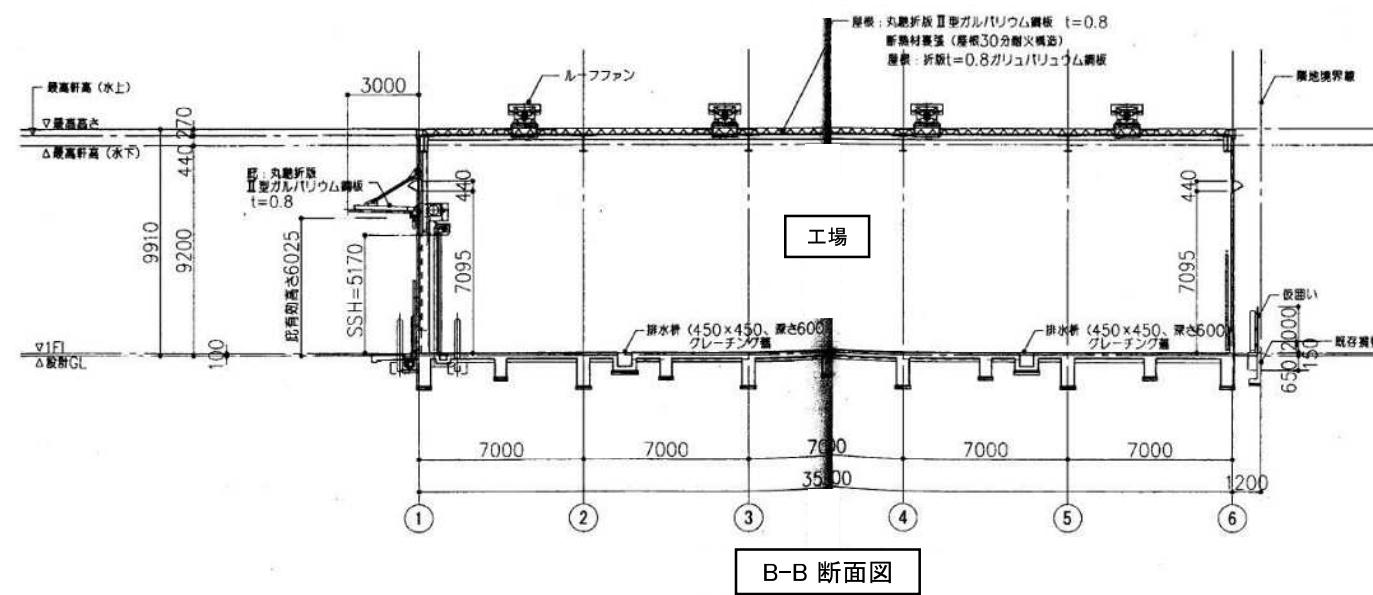
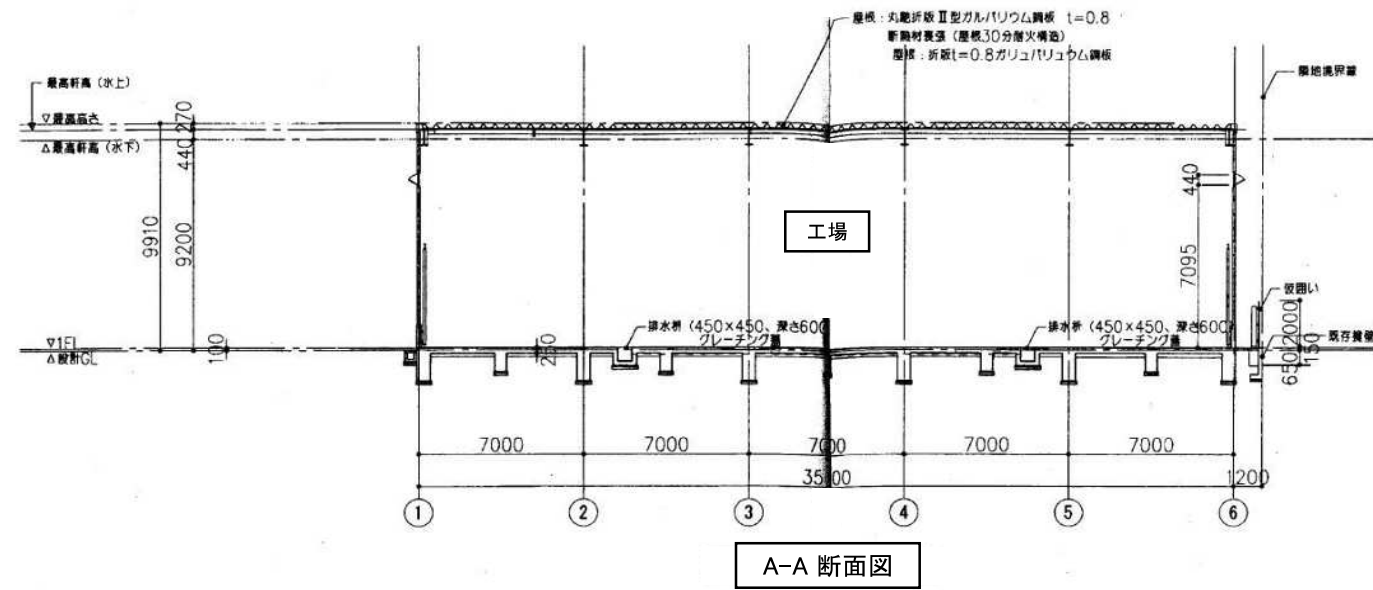
B-B 断面図



キープラン



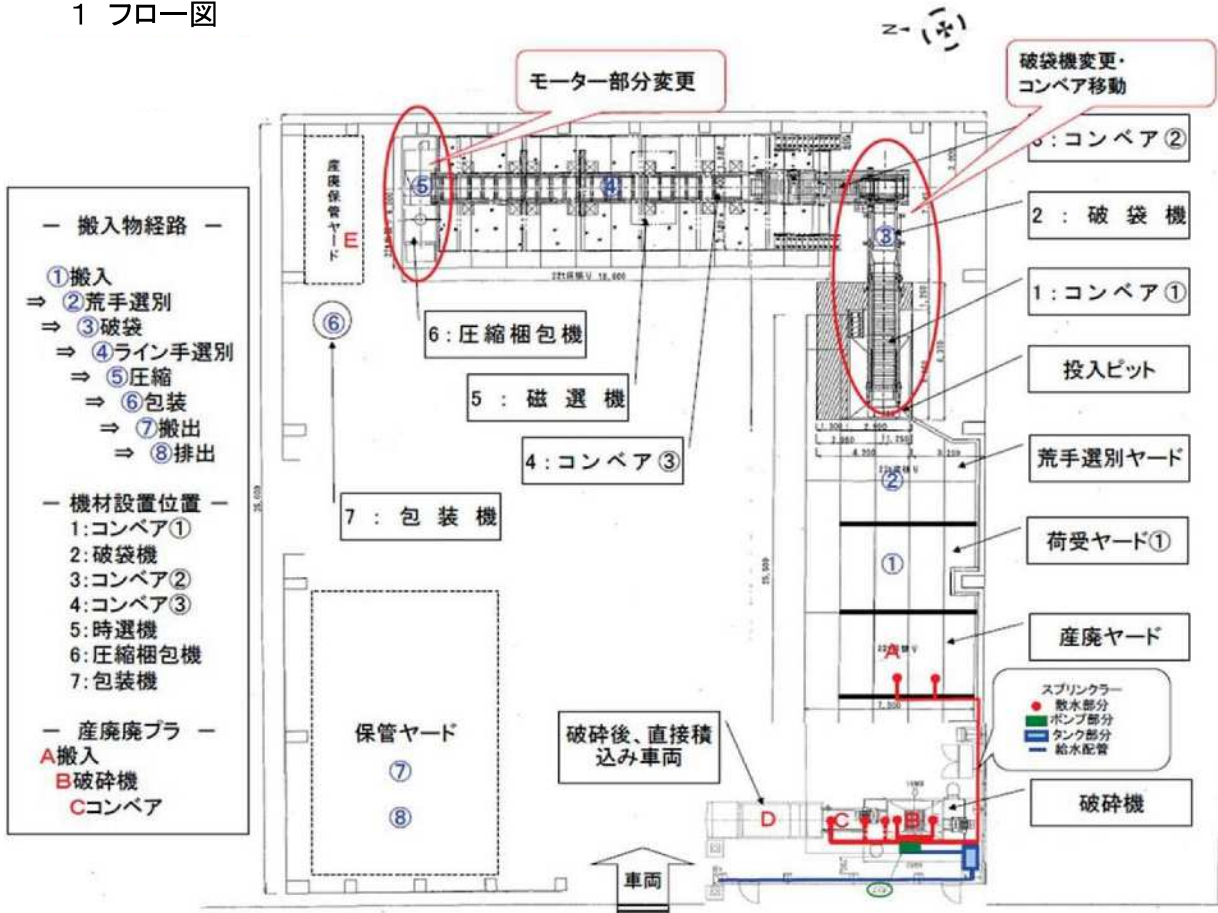
# 第1号議案



# 第1号議案

## ⑤処理施設の概要

### 1 フロー図





# 第1号議案

## ⑥搬入出計画

(単位：台/日)

	現 行	追加車両	将 来
中型プレス車	2	-	2
小型プレス車	14	18	32
軽小型貨物車	-	6	6
合計	16	24	40



# 第1号議案

## ⑦環境影響調査項目の結果、環境保全対策

### 1 環境影響調査項目の結果

調査項目	生活環境影響要因	調査内容	現況	予測結果	参考基準値	結果
大気質 (粉塵)	施設の稼働	粉塵量	0.03mg/m <sup>3</sup>	環境保全対策実施により影響はないと予測		○
大気質 (二酸化窒素) (浮遊粒子状物質)	廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素	0.021～0.042ppm	0.039～0.040ppm	0.06ppm	○
		浮遊粒子状物質	0.014～0.03mg/m <sup>3</sup>	0.037mg/m <sup>3</sup>	0.10mg/m <sup>3</sup>	○
騒音	施設の稼働	騒音レベル	65～70dB	65～70dB	70dB	○
	廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル	68～70dB	68～70dB	70dB	○
振動	施設の稼働	振動レベル	46～49dB	46～51dB	65dB	○
	廃棄物運搬車両の走行	振動レベル	43～48dB	43～48dB	70dB	○
悪臭	施設の稼働	臭気指数	10未満	環境保全対策実施により現況を悪化するおそれがないと予測	13 <sup>注1)</sup>	○

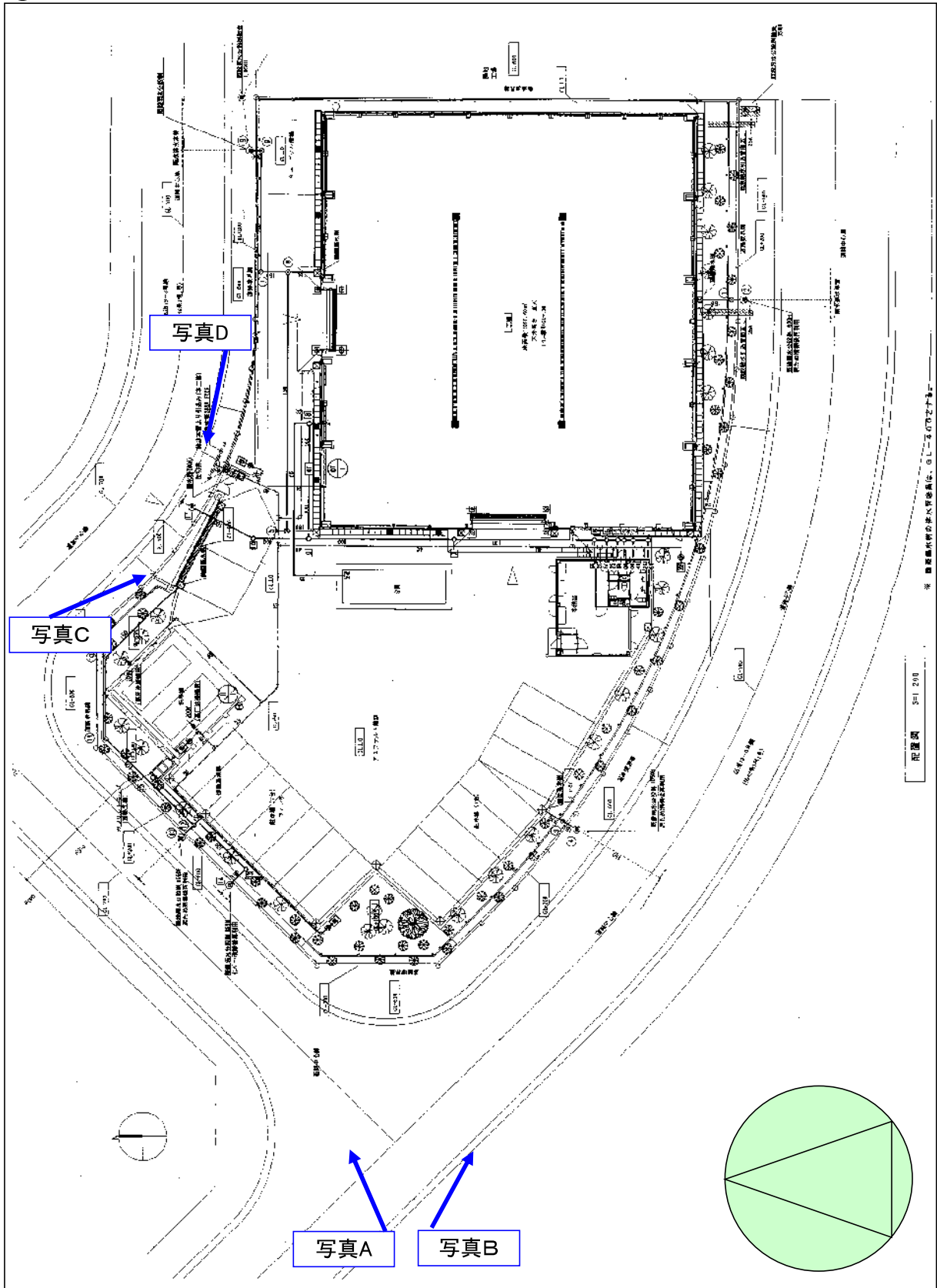
注1)工業専用地域が該当する「第3種区域」の規制基準

### 2 周辺地への環境対策

項目	環境影響要因	内容
大気質汚染防止 (粉じん飛散防止)	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象施設は、建屋内に設置する。</li> <li>建屋への搬出入口は、高速シャッターを設置している。</li> </ul>
大気質汚染防止	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>CNG車等、低公害車の導入を推進している。</li> <li>廃棄物運搬車両の日常点検整備を励行し、車両を健全な状態に保っている。</li> <li>規制速度を遵守すること、アイドリングストップ、空ぶかし等をしない丁寧な運転を心がけることを月に1度のミーティングで運転者に指導している。</li> <li>特定の日に廃棄物運搬車両が集中しない廃棄物受入計画としている。</li> <li>廃棄物運搬車両が増加しても、道路での待機車両が発生しない廃棄物受入計画とする。</li> </ul>
騒音防止	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象施設は、建屋内に設置する。</li> <li>建屋への搬出入口は、高速シャッターを設置している。</li> <li>対象事業所周囲に防音パネルを設置し、周辺への騒音を防止している。</li> <li>調査対象施設は、毎日点検を行い、異常音が認められる場合は修理を行う。</li> </ul>
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の日常点検整備を励行し、車両を健全な状態に保っている。</li> <li>規制速度を遵守すること、アイドリングストップ、空ぶかし等をしない丁寧な運転を心がけることを月に1度のミーティングで運転者に指導している。</li> <li>特定の日に廃棄物運搬車両が集中しない廃棄物受入計画としている。</li> </ul>
振動防止	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象施設は、毎日点検を行い、異常振動が認められる場合は修理を行う。</li> </ul>
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の日常点検整備を励行し、車両を健全な状態に保っている。</li> <li>規制速度を遵守すること、アイドリングストップ、空ぶかし等をしない丁寧な運転を心がけることを月に1度のミーティングで運転者に指導している。</li> <li>特定の日に廃棄物運搬車両が集中しない廃棄物受入計画としている。</li> </ul>
悪臭防止	施設からの悪臭の漏洩	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入等の作業を屋内で行うことで悪臭の漏洩を防止する。</li> <li>処理廃棄物をストックしないよう計画的に処理する。</li> <li>工場内の清掃を適宜行い、悪臭の漏洩を防止する。</li> </ul>

# 第1号議案

## ⑧写真





# 第1号議案

## ⑧写真

写真A



写真B



# 第1号議案

## ⑧写真

写真C



写真D



## 目 次

- 《資料.1》 施設計画書
- 《資料.2》 位置図
- 《資料.3》 都市計画の概要
- 《資料.4》 施設計画の概要
- 《資料.5》 処理施設の概要
- 《資料.6》 搬出入に係る計画
- 《資料.7》 環境影響調査の結果
- 《資料.8》 写真

## 第2号議案

### 《資料.1》 施設計画書

#### (1) 施設の名称・種類

- ・施設の名称：東港金属株式会社 第7ヤード
- ・施設の種類：一般廃棄物処理施設
- ・廃棄物の種類：普通ごみ（容器包装プラスチック及び製品プラスチック）
- ・廃棄物の処理方法：選別、圧縮・梱包

#### (2) 計画地の位置

- ・東京都大田区京浜島二丁目19番9号(住居表示)
- ・東京都大田区京浜島二丁目19番2号(地番)

#### (3) 事業主体

- ・住所：東京都大田区京浜島二丁目20番4号
- ・会社名：東港金属株式会社
- ・代表者氏名：代表取締役 福田 隆
- ・事業内容：昭和22年12月 設立  
金属加工業、産業廃棄物収集運搬業  
平成6年6月 東京都・産業廃棄物収集運搬業を開始  
平成6年9月 東京都・産業廃棄物処分業を開始

#### (4) 設計者

- ・名称：有限会社 金子企画設計事務所
- ・住所：千葉県木更津市本郷 2-5-3
- ・代表者氏名：代表取締役 金子 康男

#### (5) 事業スケジュール

- ・工事着手予定：令和6年 9月
- ・工事完了予定：令和6年 12月
- ・施設稼働予定：令和7年 4月

## 第 2 号議案

### (6) 許可申請の理由

資源循環の取組みを進める為、受け皿となる一般廃棄物処理施設を第7ヤードに設置し、これまでの産業廃棄物にとどまらず、一般廃棄物処理でも社会に貢献したいと考え新設する。

処理施設については、受入れ廃棄物を密閉状態で選別することが可能な風力選別機、普通ごみ（容器包装プラスチック及び製品プラスチック）を一日約 32t 処理することが可能な圧縮梱包機を導入する予定。

今回の計画においては、工場棟・保管棟を新設する。



## 第2号議案

### 《資料.2》 位置図

施設の設置場所：東京都大田区京浜島二丁目19番2号（住居表示）

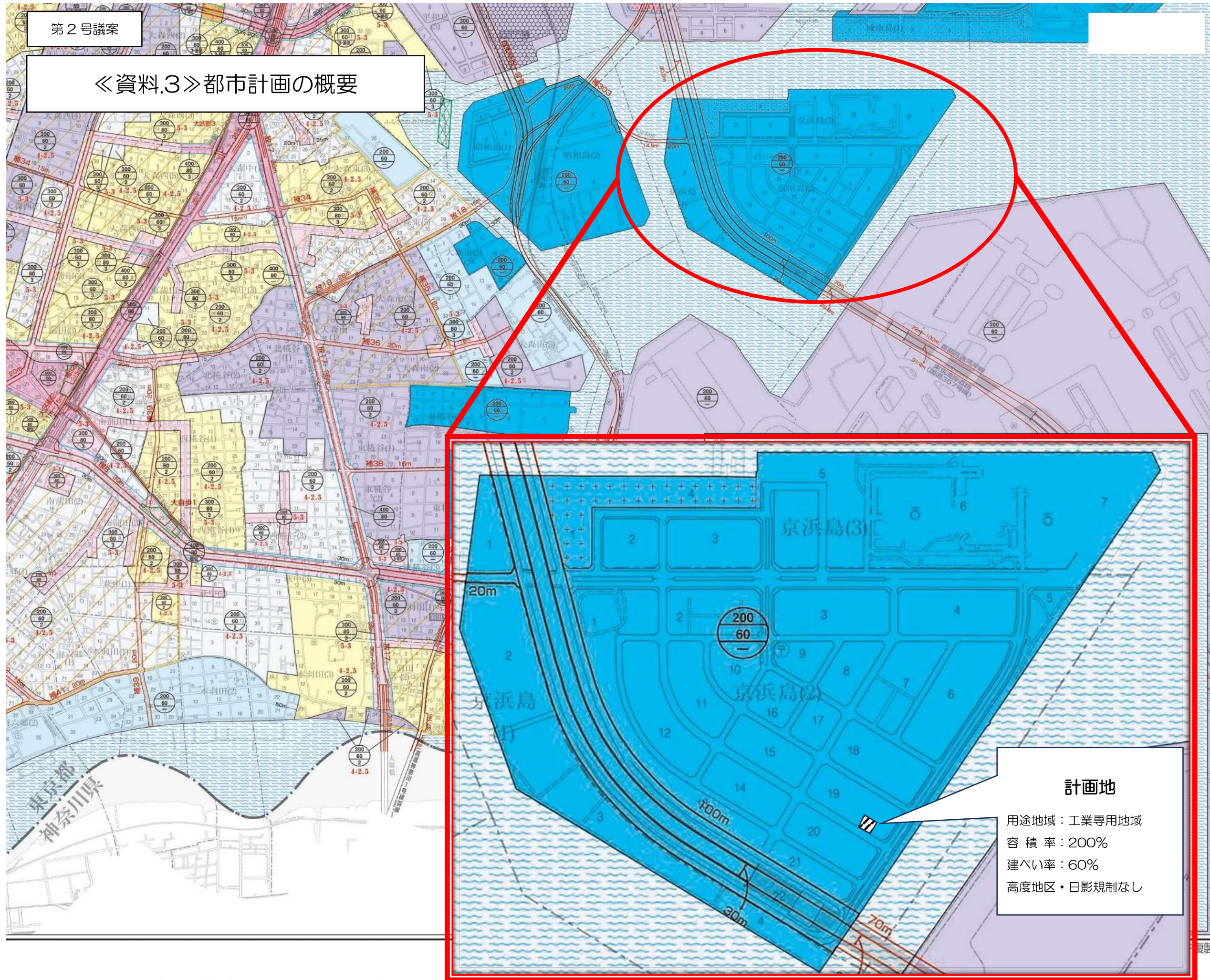
都市計画用途地域：工業専用地域



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>)



《資料.3》都市計画の概要



凡 例

用途地域		第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
工業地域		特別工業地区
		工業専用地域
容積率・建ぺい率		容積率(%) 建ぺい率(%) 高度地区
		第1種高度地区
		第2種高度地区
高度地区		第3種高度地区
		最低限高度地区(7m)
		防火地域
		準防火地域 (市街化区域で防火地域以外はすべて準防火地域)
防火関係		東京都建築安全条例第7条の3に定める 新たな防火規制区域
		特別業務地区
特別業務地区		東京臨港地区
		大森ふるさとの浜辺 特別緑地保全地区
保全地区		特別緑地保全地区
		南部流通業務地区
流通業務地区		生産緑地地区
		高度利用地区
高度利用地区		市街化調整区域 <small>この表示区域以外は、市街化区域です。</small>
		東京都市計画道路

日影規制時間

3-2	4-2.5	(第1種・第2種低層住居専用地域内)は測定面の高さ1.5m、 他は4.0m
5-3		
3-2	4-2.5	

注) 1. 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの限度は、10mです。  
2. 地域地区の指定が路線式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路がある場合は計画道路)境界から20mです。

路線式図

	20m	計画線
	20m	計画線
	20m	計画線

都市計画道路のない場合      都市計画道路のある場合

※本図は概略図です。都市計画道路の詳細については、各担当部署にお問い合わせ下さい。

**計画地**

用途地域：工業専用地域  
容積率：200%  
建ぺい率：60%  
高度地区・日影規制なし

大田区まちづくり推進部都市計画課





## 第2号議案

### 《資料.4》施設計画の概要

#### (1) 施設概要

- 事業概要：廃プラスチック類の中間処理
- 計画住所：東京都大田区京浜島2丁目19番9号（住居表示）  
（計画地名称：京浜島工場 第7ヤード）
- 工事種別：新築
- 用途：工場（一般廃棄物処理施設）
- 構造：鉄骨造（膜構造）
- 敷地面積：1,224.62 m<sup>2</sup>
- 建築面積：731 m<sup>2</sup>（工場棟：495 m<sup>2</sup>、原材料保管棟：236 m<sup>2</sup>）
- 延床面積：731 m<sup>2</sup>（工場棟：495 m<sup>2</sup>、原材料保管棟：236 m<sup>2</sup>）
- 高さ：11.947m
- 用途地域：工業専用地域

#### (2) 処理能力

##### ① 処理能力：（廃掃法許可上の処理能力）

一般廃棄物		
処理方法	種類	許可上の処理能力
選別 圧縮・梱包	廃プラスチック類 (容器包装プラスチック、製品プラスチック)	36.78 t/日 (8h/日)

##### ② 実際の処理能力

処理計画量：一般廃棄物の合計（t/日）

廃棄物の種類	処理能力
廃プラスチック類 (容器包装プラスチック、製品プラスチック)	32.0t/日

処理工程において、廃プラスチック類は「軽量物」と「重量物」に選別後、軽量物は手選別・磁選機による異物除去工程を経て圧縮梱包し、重量物は圧縮梱包及びフレコンバックに投入し、それぞれ再資源化処理業者へ搬出します。

#### (3) 施設稼働時間

8時00分～17時00分（8時間）

## 第2号議案

(4) 位置図 (計画施設と既存施設)

※搬入経路



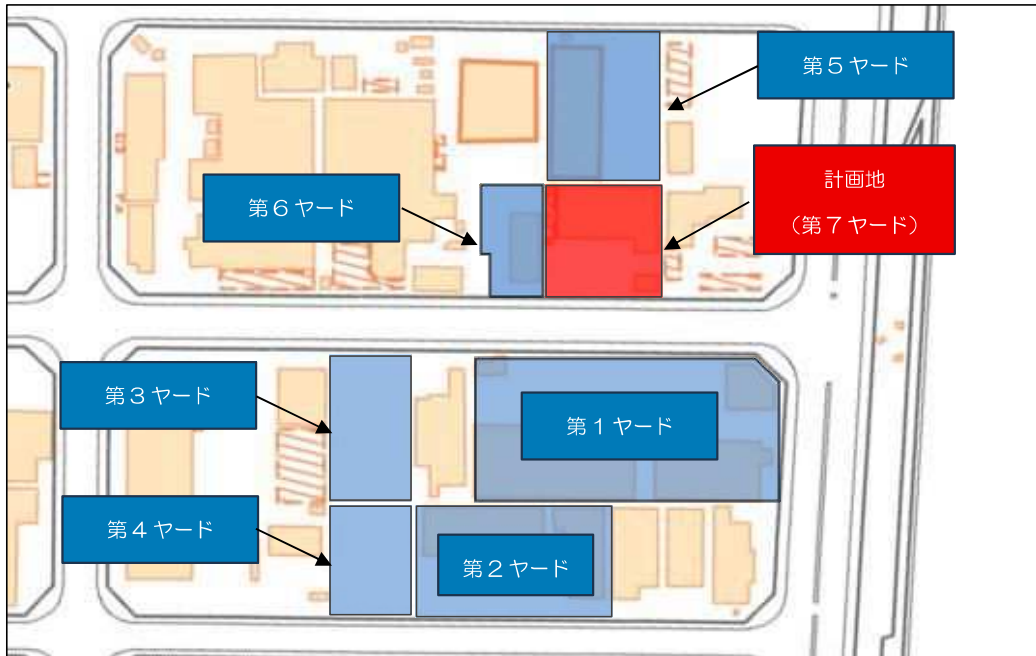
搬出経路



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>)

## 第2号議案

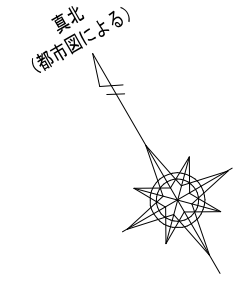
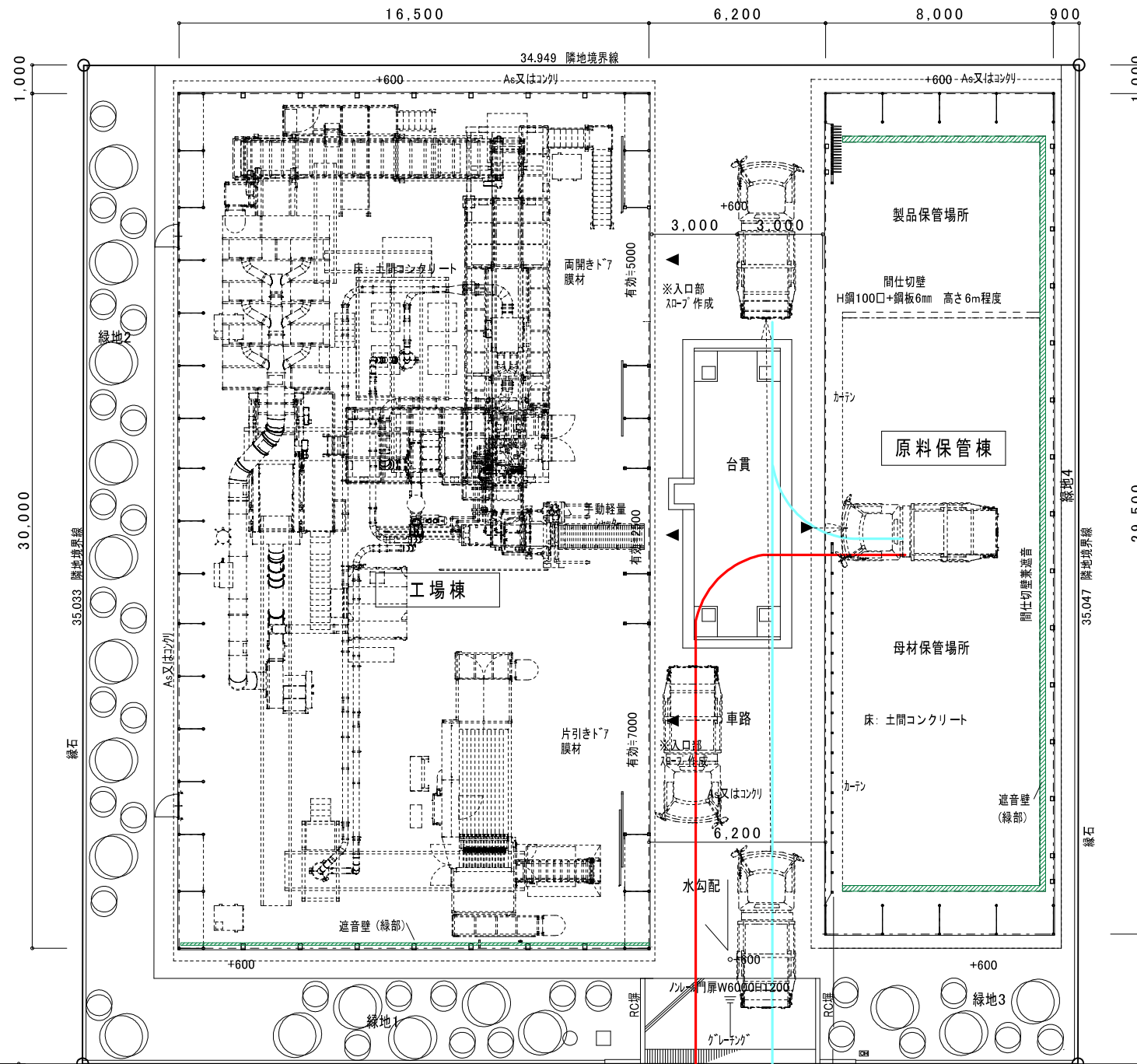
### (5) 既存施設の概要



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>) を加工して作成

- 第1ヤード【産廃処理施設】破碎、切断、圧縮梱包（廃プラスチック類ほか）  
【産廃積替え保管施設】がれき類  
※建築基準法51条許可番号：14都市建指計審85号（東京都）  
（平成15年1月14日）
- 第2ヤード【産廃処理施設】切断（ベッドマットレス）  
【産廃積替え保管施設】廃プラスチック類ほか
- 第3ヤード【保管ヤード】スクラップ（有価物）
- 第4ヤード【産廃積替え保管施設】廃プラスチック類ほか
- 第5ヤード【産廃処理施設】切断（廃プラスチック類ほか）
- 第6ヤード【産廃積替え保管施設】廃プラスチック類ほか、事務所
- 第7ヤード【計画地】一般廃棄物処理施設 廃プラスチック類選別、圧縮梱包

# 第2号議案



**工場棟**  
 軟質・硬質プラスチック選別機設置  
 最高高さ：11.947 m  
 最高軒高：9.600 m

**原料保管棟**  
 廃棄物(収集家庭ゴミ)  
 ※危険物の保管等なし。  
 ※居室利用・車庫利用・  
 危険物貯蔵は行なわない。  
 最高高さ：11.370 m  
 最高軒高：7.600 m

製品保管場所の算定容量

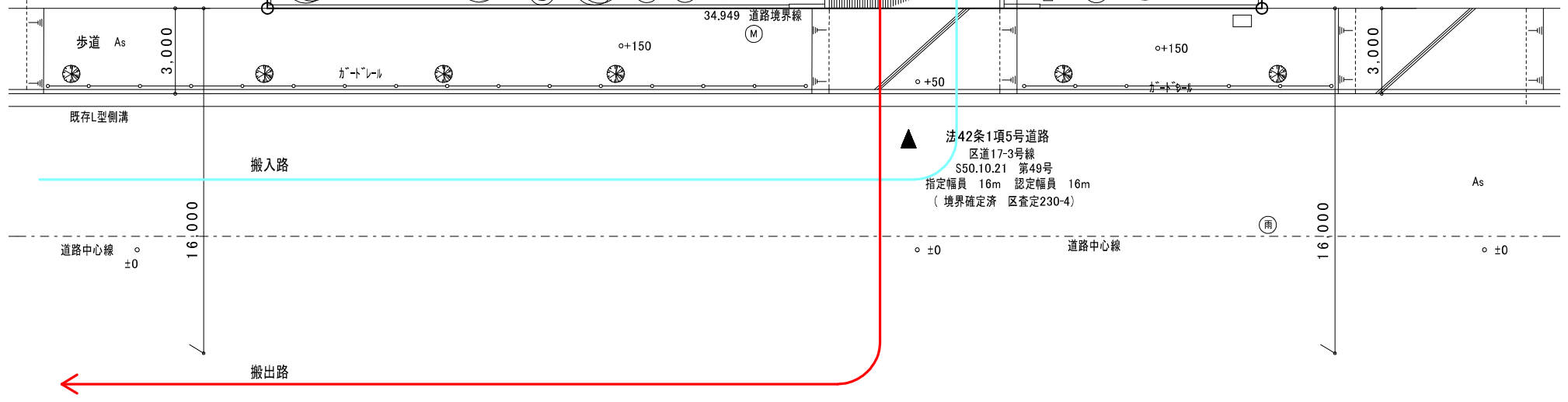
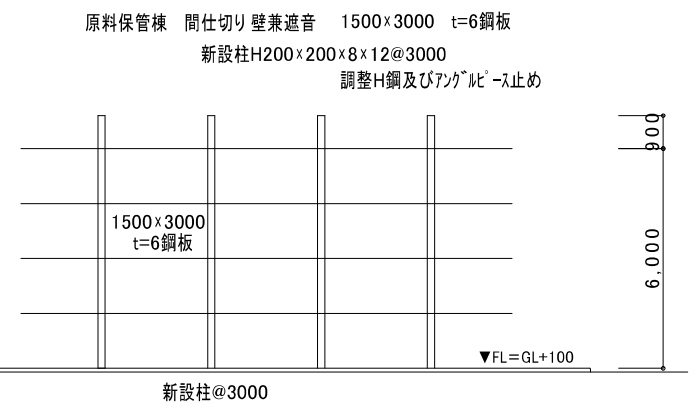
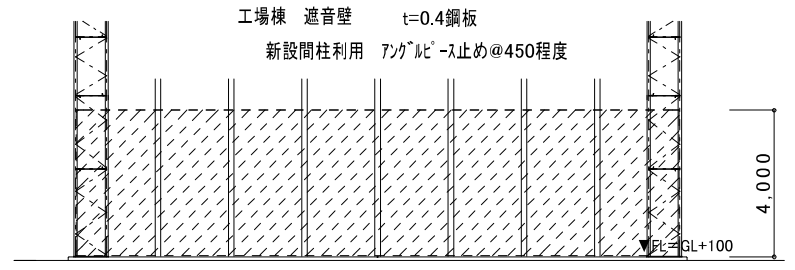
1	容量	幅 5,000mm × 奥行 6,000mm × 高さ 4,000mm	
2	廃ラ嵩比重	$5,000 \times 6,000 \times 4,000 = 120,000$	120.000 (m <sup>3</sup> )
3	保管容量	$120,000 \times 0.25 = 30,000$	30.00(t)

母材保管場所の算定容量

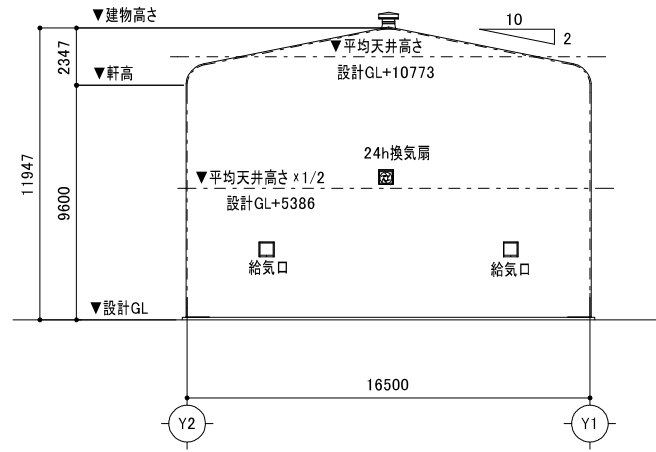
1	容量	幅 19,928mm × 奥行 6,925mm × 高さ 3,463mm	
2	廃ラ嵩比重	$19,928 \times 6,925 \times 3,463 / 2 = 238,949$	238.949 (m <sup>3</sup> )
3	保管容量	$238,949 \times 0.06 = 14,336$	14.33(t)

トータル面積表 (非準耐火建築物) (m<sup>2</sup>)

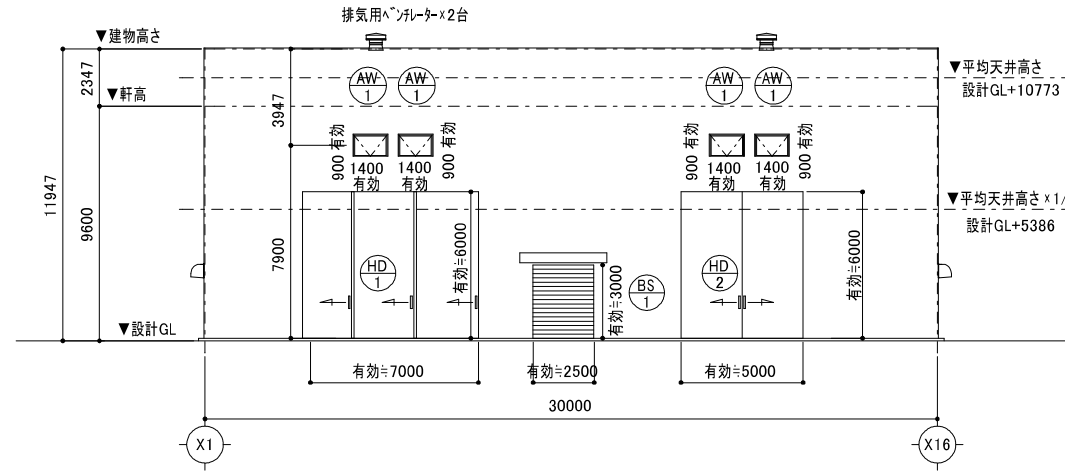
敷地面積	セットバック後(座標図)	1224.62
建築面積	工場棟	495.00
	原料保管棟	236.00
		731.00
床面積 1階	工場棟	495.00
	原料保管棟	236.00
		731.00
延床面積	工場棟	495.00
	原料保管棟	236.00
		731.00
建ぺい率	$(731.00 / 1224.62) \times 100$	59.692%
容積率	$(731.00 / 1224.62) \times 100$	59.692%



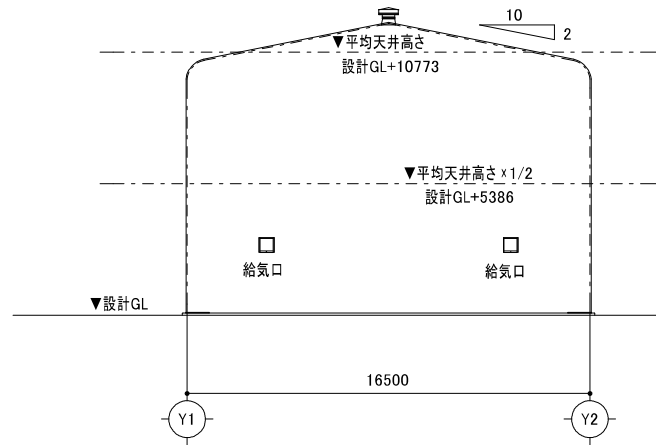
配置図



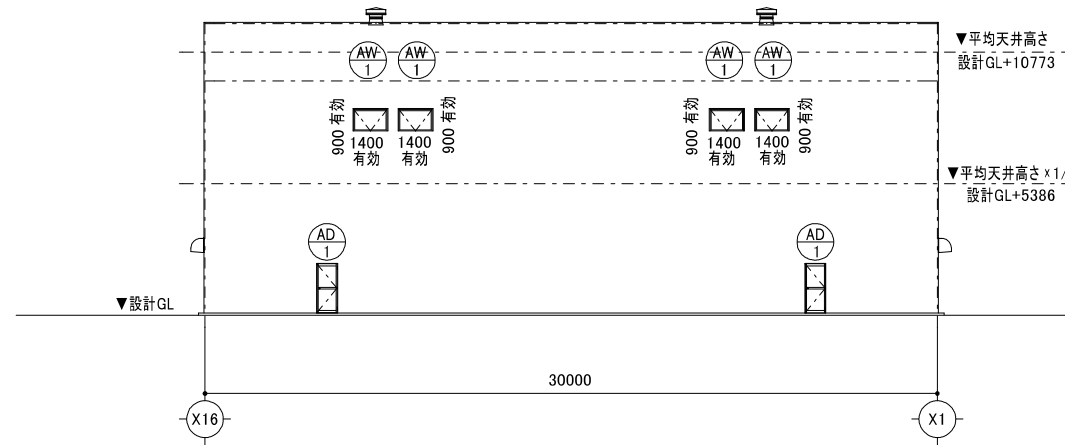
区道側  
南側立面図



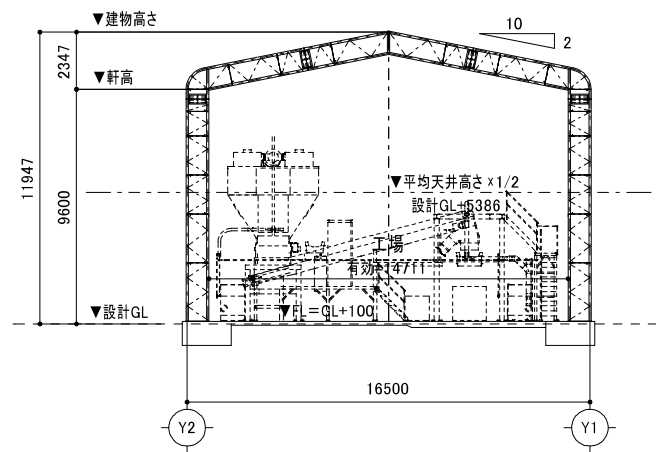
東側立面図



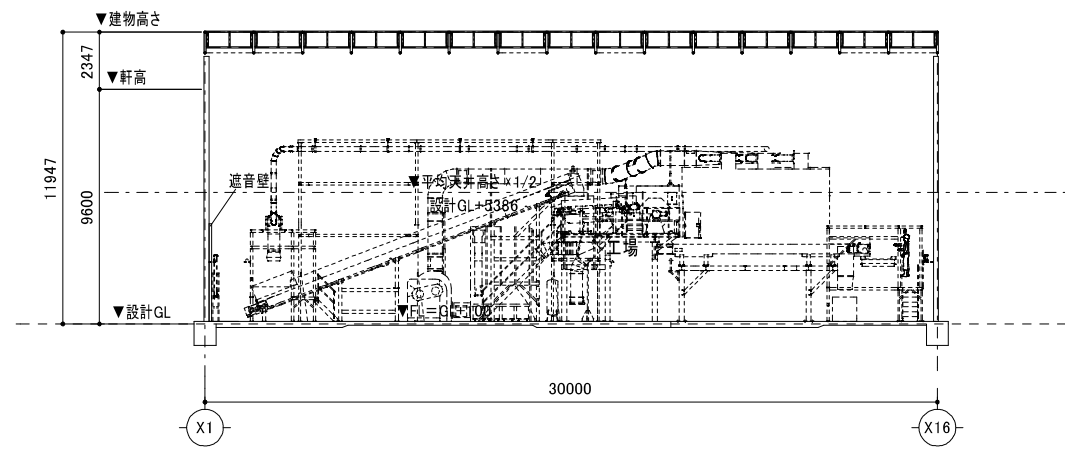
北側立面図



西側立面図



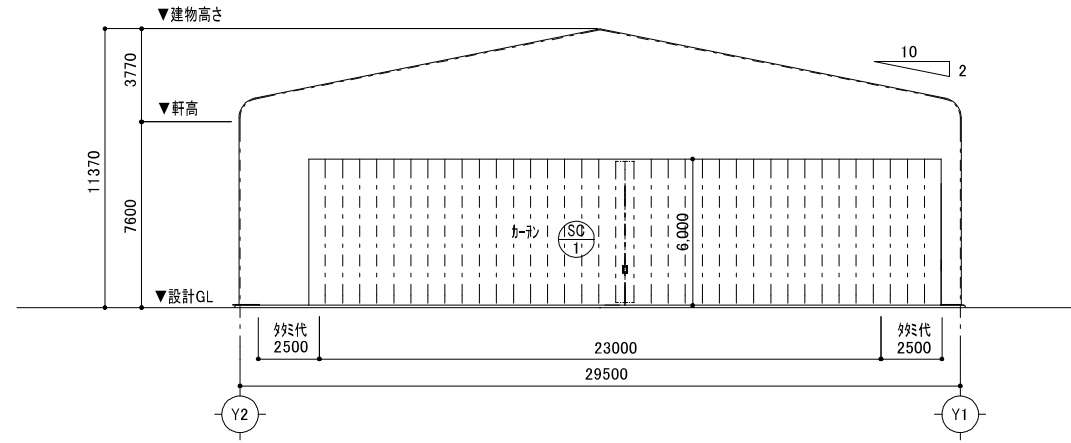
短手断面図



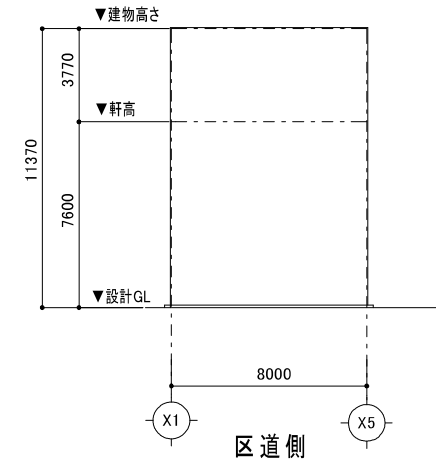
長手断面図

工場棟立面断面図

- 鉄部: 錆止め+SOP塗装
- 基礎: 鉄筋コンクリート
- 屋根: 不燃膜材 (ヒット100)
- 壁: 不燃膜材 (ヒット100)



西側立面図

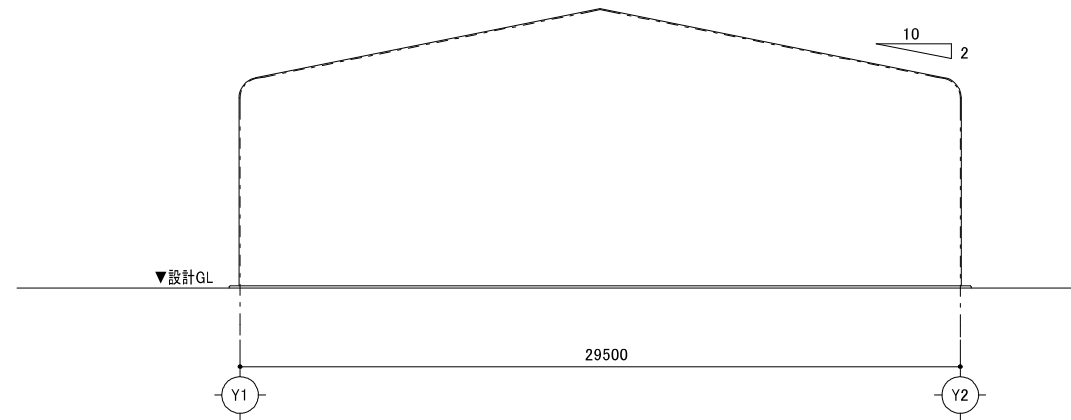


南側立面図

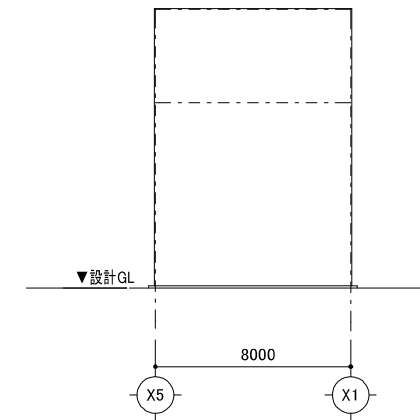
原料保管棟立面断面図

- 鉄部: 錆止め+SOP塗装
- 基礎: 鉄筋コンクリート
- 屋根: 不燃膜材 (ヒット100)
- 壁: 不燃膜材 (ヒット100)

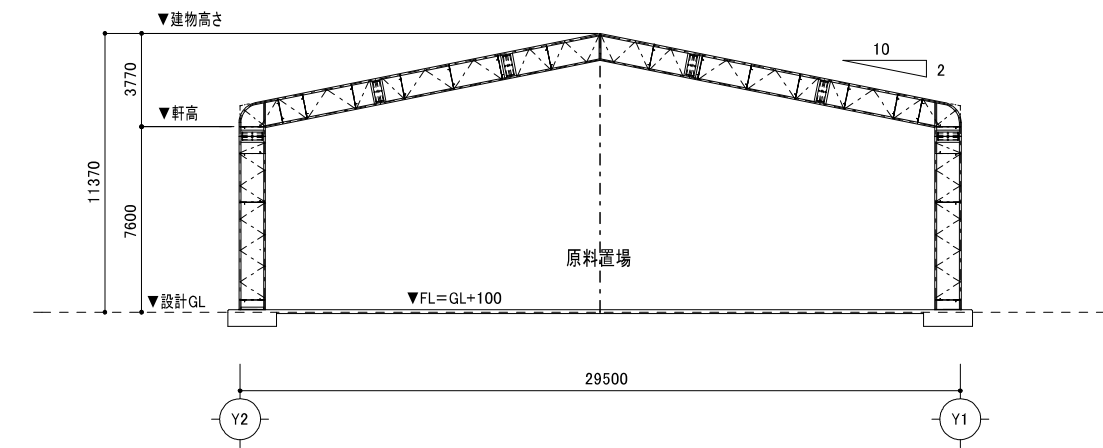
- 鉄部: 錆止め+SOP塗装
- 基礎: 鉄筋コンクリート
- 屋根: 不燃膜材 (ヒット100)
- 壁: 不燃膜材 (ヒット100)



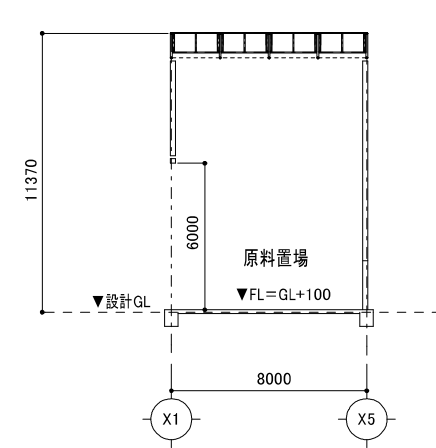
東側立面図



北側立面図



長手断面図

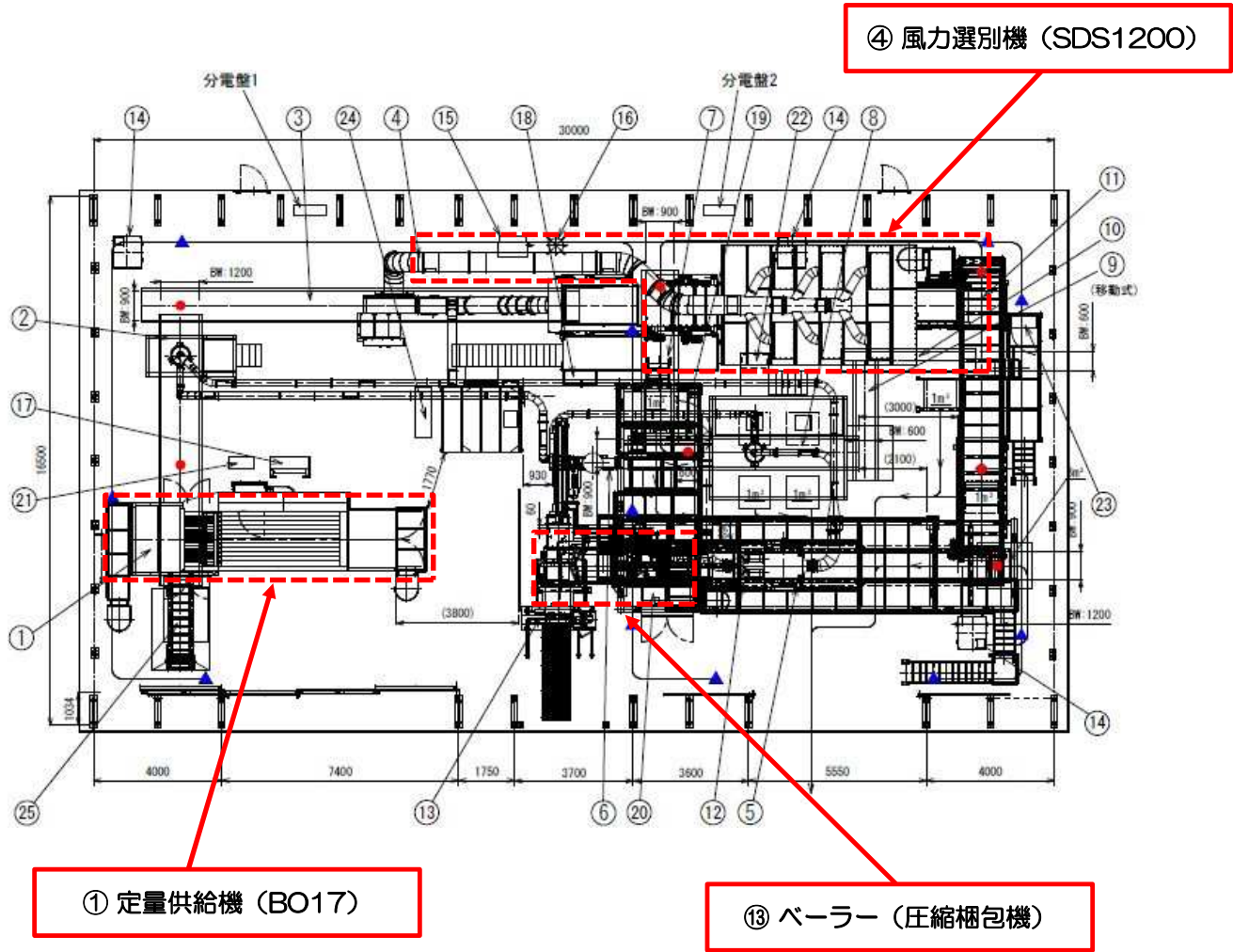


短手断面図



第2号議案

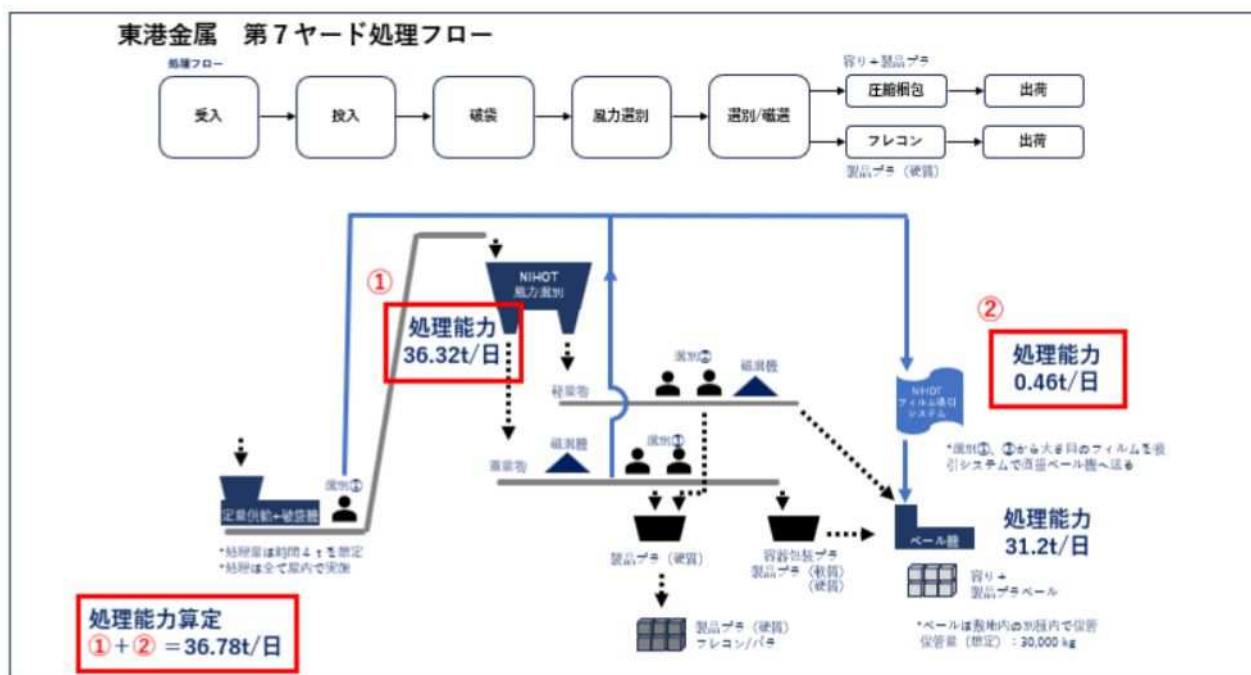
《資料.5》 処理施設の概要



名称	台数	電気容量
① 定量供給機 (BO17)	1	29kW
2 手選別コンベヤ	1	2.2kW
3 風力選別機投入コンベヤ	1	2.2kW
④ 風力選別機 (SDS1200)	1	45.4kW
5 FVS ロータリーセパレータ	1	2.2kW
6 FVS 吸込ファン	1	15kW
7 重量物磁選コンベヤ	1	2.2kW
8 重量物手選別コンベヤ	1	1.5kW
9 重量物乗継接続コンベヤ	1	1.5kW
10 重量物乗継コンベヤ	1	1.5kW
11 軽量物手選別磁選コンベヤ	1	2.2kW
12 ベーラー接続コンベヤ	1	2.2kW
⑬ ベーラー	1	90kW
14 集塵機	3	11.1kW
15 コンプレッサー	1	3.915kW
16 レシーバータンク	1	-
17 定量供給機制御盤	1	-
18 風力選別機制御盤	1	-
19 FVS制御盤	1	-
20 ベーラー制御盤	1	-
21 ブロック1制御盤	1	-
22 ブロック2制御盤	1	-
23 ブロック3制御盤	1	-
24 中央制御盤	1	-
25 再投入コンベヤ	1	1.5kW
合計		213.615kW

● 集塵箇所  
▲ エアー取だし位置

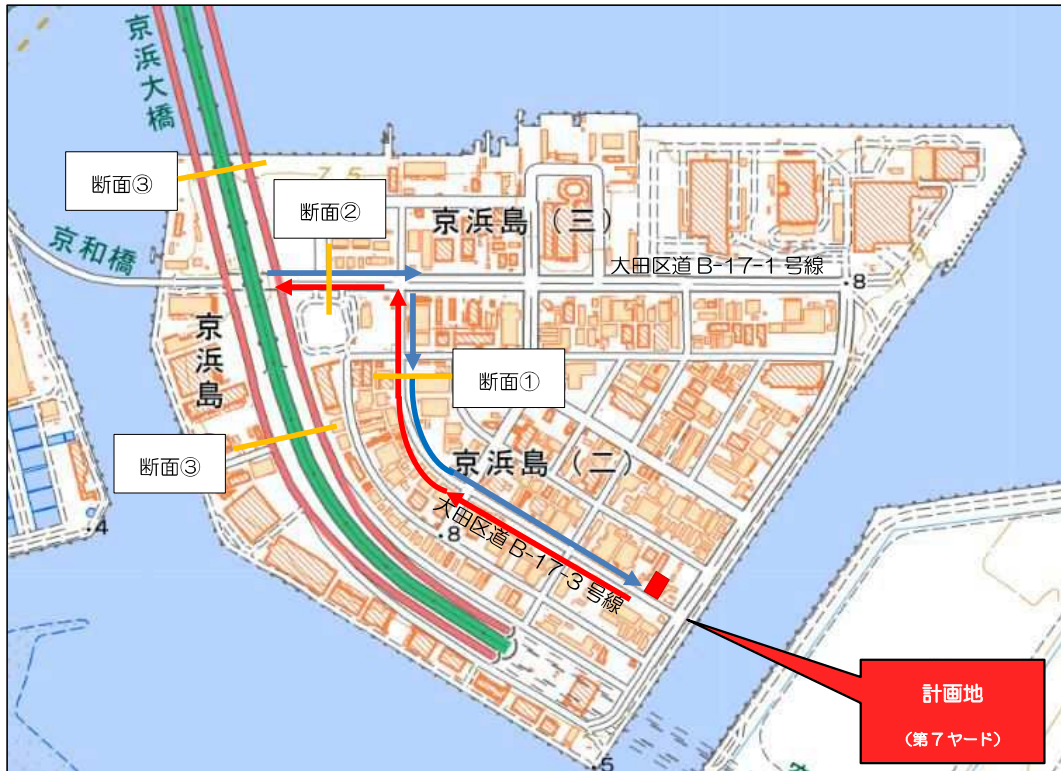
## 第2号議案



## 第2号議案

### 《資料.6》搬出入に係る計画

(1) 搬出入ルート ※記載説明：搬入経路 → 搬出経路 → 交通量調査地点(断面) —



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>)

#### 《交通量調査結果》

路線名	自動車類交通量(12時間)			備考
	大型車	小型車	合計	
断面① 大田区道B-17-1号	5,229	5,422	10,651	現地実測(令和6年1月調査)
断面② 大田区道B-17-3号	1,676	2,311	3,987	現地実測(令和6年1月調査)
断面③ 一般国道357号	11,208	12,141	23,349	令和3年度道路交通センサス(国土交通省)

注) 断面③において、調査結果に首都高速道路の交通量は含んでいない

#### 《搬出入計画》

- ① 搬出入道路：名称：大田区道17-3号線(幅員16m)  
計画地から主要幹線道路までの距離・主要幹線道路名：(道のり)  
950m・一般国道357号線
- ② 搬出入台数：搬入 30台/日・2t～4tパッカー車  
搬出 5台/日・大型平ボディ・大型トレーラー車
- ③ 搬出入時間：8時～17時

## 第2号議案

### 《資料.7》 環境影響調査の結果

#### (1) 生活環境影響調査結果

項目	現況（実測値）	将来（予測結果）	参考基準値	結果	
施設の稼働に伴う影響	粉じん	・敷地境界 0.033mg/m <sup>3</sup>	・環境保全対策を実施することで現況と同等（0.033mg/m <sup>3</sup> 程度）と予測される。		○
	騒音	・敷地境界（南東側） 59dB ・敷地境界（南西側） 66dB	・敷地境界（南東側） 59dB ・敷地境界（南西側） 69dB ・敷地境界（北側） 65dB	敷地境界 70dB	○
	振動	・敷地境界（南東側） 44dB ・敷地境界（南西側） 48dB	・敷地境界（南東側） 55dB ・敷地境界（南西側） 61dB ・敷地境界（北側） 54dB	敷地境界 65dB	○
	悪臭	・敷地境界（南東側） <10 ・敷地境界（南西側） <10	・環境保全対策を実施することで現況と同等（<10程度）と予測される。	敷地境界 13※	○

※工業専用地域における規制基準

#### (2) 環境への配慮事項

計画地の用途地域は工業専用地域であり、北側は自社工場（第5ヤード産業廃棄物中間処理施設）、西側は自社グループ事務所、東側は城南鋳物団地協同組合、南側は大田区道17-3号線を経て自社工場（第2ヤード、産業廃棄物中間処理施設）となっています。

##### ① 緑化対策

・接道緑化は、大田区みどりの条例の規定に基づき、緑化施設を設置します。

##### ② 騒音・振動対策

- ・計画地隣接（他社側）には、6mの防音壁を設置します。
- ・環境負荷低騒音型の重機を導入します。
- ・騒音・振動調査を定期的実施し、環境負荷のモニタリングを実施します。
- ・機械の適切な整備・メンテナンスを実施します。

##### ③ 粉じん対策

- ・集塵機を3台導入し、十分な集塵能力を確保します。
- ・密閉型の風力選別機を導入します。
- ・原料保管庫では、飛散防止用カーテンを設置します。

##### ④ 周辺配慮

- ・搬入事業者には、搬入タイミングの平準化に協力を依頼します（搬入予約システムの導入を検討）。
- ・搬入事業者には、路上駐車禁止を要請し、弊社敷地内での待機を求めます。

##### ⑤ 悪臭対策

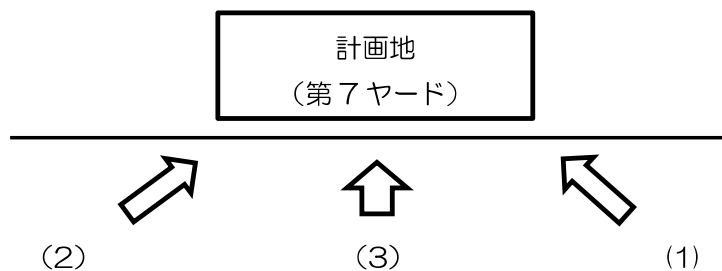
- ・臭気のある廃棄物は基本的には受け入れない。
- ・万が一、臭気のある廃棄物が搬入された場合は場内から速やかに搬出し、施設内に滞留させないこととする。
- ・機械は建屋内に設置する（出入口は扉を設置）。
- ・保管場所は建屋内とする（出入口はカーテンを設置）。



## 第2号議案

### 《資料.8》 写真（撮影日：2024年6月12日）

写真方向図



(1) 正面右側から撮影



## 第2号議案

(2) 正面左側から撮影



(3) 正面から撮影





# (仮称)大田区歴史的風致維持向上計画の策定について



まちづくり環境委員会  
令和6年9月27日  
まちづくり推進部 資料15番  
所管 都市計画課

## (1) 背景と目的

令和6年3月に策定された「大田区基本構想」において、「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」を基本目標の一つとして掲げ、目指すまちの姿として「多彩な文化や芸術、歴史や伝統がくらしとともにあることで、区民の心が潤い、豊かな感性が育まれています」としている。

(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画を通して、**区内の貴重な歴史や文化を後世に残し、魅力的なまちづくりに寄与するとともに、ハード整備とソフト事業の連携により、歴史をめぐり、訪れたい、ウォーカブルなまちづくりを推進する。**

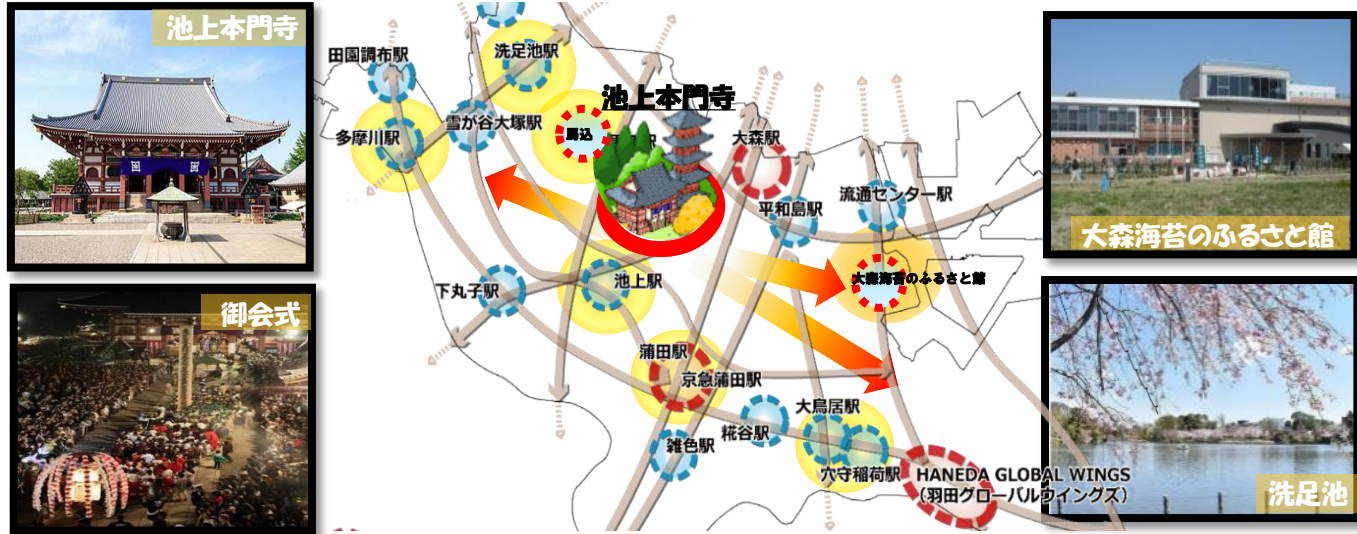
## (2) (仮称)大田区歴史的風致維持向上計画とは

①歴史上重要な建造物、②その周辺の市街地、③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動、が一体となって形成してきた良好な市街地環境である「**歴史的風致**」の**一体的な維持・向上を目的とした計画**のことであり、文科省・農水省・国交省が計画を認定する。

大田区では、**国指定の重要文化財である池上本門寺を核として区内に点在する歴史的・文化的資源の掘り起こしを行い「歴史的風致維持向上計画」を策定することで、社会資本整備総合交付金等における各種事業における支援や法律上の特例措置といった重点的な支援を受けることで区内の貴重な歴史的建造物、文化を守り後世に継承していく。**

## (3) 計画策定のポイント

- ①まちづくりにおける、“歴史・文化”視点の強化・活用  
「歴史的風致維持向上計画」の策定により、まちづくりの方針に対して**歴史・文化資源である景観やみどりに関する新たな方向性や考え方を加え、まちづくりのさらなる推進を図る。**
- ②計画期間  
令和8年から令和17年までの**10か年計画**とする。※概ね5年毎に改定・見直しを行う。
- ③歴史的風致維持向上計画書の策定・運用  
3省庁(文部科学省、農林水産省、国土交通省)の認定を受けることで、歴史・文化を守る景観整備となる「**公共施設整備**」「**無電柱化**」「**公園緑地の整備**」「**建築物の美装化・除却**」「**景観計画の改定**」等への助成が見込める。



## (4) R6、R7計画策定スケジュール(予定)

	令和6年度												令和7年度												令和8年度		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4					
計画書策定	計画書全体・手続き																					★					
	計画書作成	[Progress bar]																		認定式							
国	★ 事前相談		★ キックオフ会議		三省庁協議・調整												★										
庁内	庁議	7/24																									
	議会対応		常任					常任								常任	常任			常任							
庁外	(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画協議会		★ 初回		★ 進捗報告			★ "骨子案"報告		★ "素案"報告			★ "案"報告														
	大田区文化財保護審議会		○ 報告①		○ 報告②			○ 報告③		○ 報告④			○ 報告⑤														
その他	パブリックコメント																										

## (5) 検討体制(案)



## 1 パブリックコメントの実施結果について

### (1) 意見募集期間

令和6年6月10日(月)から7月1日(月)まで  
※大田区区民意見公募手続(パブリックコメント)実施要綱  
第7条に基づき、3週間実施

### (2) 意見提出方法

東京共同電子申請・届出サービス、郵送、FAX、窓口へ持参

### (3) 意見数等

- ①意見者数 4名(内訳:電子申請3名、郵送1名)
- ②意見数 9件
- ③区ホームページ閲覧数 735回
- ④X(旧Twitter) 420回(いいね、リツイート等)
- ⑤Youtube再生回数 351回

### (4) 主な意見要旨及び区の考え方

主な意見要旨	区の考え方
カタカナの用語は理解しづらい場合があるため、分かる言葉の記載等を希望する。	アイストップ、ヒューマンスケール、ファサードについては、注釈を追加し、用語の意味を追記する。
大森駅西口側の開発および天祖神社周辺を景観保全誘導区域に指定することに住民として賛同する。	「大森の玄関口として、地形や歴史・文化を活かした人が主役の景観づくり」を目指し、良好な景観形成を一層推進していきます。
池上通りが拡幅されることで、線路際にある商店街はどのようになるのか。	線路際の商店部分については、タクシー等の駐車場所を本線交通と分離する形で整備する予定です。

## 2 今後のスケジュール(予定)

	時期	内容
①	令和6年10月24日(木)	第184回都市計画審議会：景観法の規定に基づく景観計画「変更案」の意見聴取
②	令和6年11月8日(金)	第19回景観審議会：景観条例の規定に基づく景観計画「変更案」の諮問
③	令和6年12月13日(金)	まちづくり環境委員会：景観計画「変更」の報告
④	令和7年1月1日(水)	施行

※諸状況により変更となる可能性があります。



# 大田区景観計画 変更素案に寄せられた区民意見に対する区の考え方

別紙

「大田区景観計画 変更素案」に関する区民意見公募手続(パブリックコメント)の期間中に区へ寄せられたご意見とこれに対する区の考え方をお知らせします。

## 提出された意見の要旨と区の考え方

ご意見については、趣旨を損なわない範囲で意見要旨として抽出しています。

No.	意見要旨	区の考え方
1	大森八景坂景観形成重点地区の指定に伴い、建築物の建築等の届出対象が全てとなるが、パブリックコメントだけでなく、対象地の地権者等への直接的な通知が必要なのではないか。	大森八景坂景観形成重点地区の指定に伴い、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の場合、全てが届出の対象となります。今回の大田区景観計画の変更に係る周知については、地権者組織や自治会・町会への説明に加え、当該地に関わる地権者等を対象とした説明会、パブリックコメントの実施、区HP、SNS及びYouTubeを活用した情報発信を行いました。また、今後の対応として、変更案の決定・告示を行うことで、変更内容を広く周知してまいります。
2	大田区景観計画で示す色彩基準は、地味で暗い色調が中心的に感じる。景観計画の厳しい色調規制により、学校の外壁が暗い色で統一されてしまうことで、本来明るい建物であるはずの子どもたちの学びやが暗いものになってしまった悪い事例だと思う。 入新井第一小学校の外壁の暗さについて、近隣からの苦情はないか。 また、景観計画の基準に基づいた公共施設において、色調に関する課題等はないか。	大田区景観計画の変更に伴い、以下の考え方を基に色彩基準を設定しております。 ・2階以下は、駅前としての賑わいをつくるため、基本色の無彩色について明度の上限を定める他は、現在の大田区景観計画で定めている色彩基準のままとしております。 ・3階以上は、緑と調和した落ち着いた色合いとし、高層の建物が圧迫感を感じさせることのないよう、外壁に使える色を設定しています。また、崖線上から八景坂周辺への眺望に配慮し、屋根色の色彩基準を追加します。 上記の色彩基準により、2階以下は駅前としての賑わいを創出し、3階以上は、圧迫感の軽減に配慮した景観を誘導してまいります。 また、入新井第一小学校をはじめとした公共施設は設置目的に沿った役割を果たすだけでなく、地域の景観づくりを先導するために、景観計画に基づいた景観形成を推進しております。
3	指定する場所に坂を追加する件、景観形成重点地区追加については意見なし	「大森の玄関口として、地形や歴史・文化を活かした人が主役の景観づくり」を目指し、良好な景観形成を一層推進してまいります。
4	歴史のある建物や店舗を守ってほしい。具体的には「地獄谷の飲み屋(山王小路飲食店街)」で戦後80年かけて形成された価値のある資産であるため、このような庶民に親しまれた建物等も評価した公共施設の景観形成をしてほしい。	公共施設については、大森八景坂地区の顔となるよう将来のまちづくりを見据えた空間デザインや豊かな緑の創出を図ることともに、周辺市街地と一体的な空間となるよう配慮することでヒューマンスケールの感じられる空間とすることを方針として定め、景観形成を行ってまいります。 また、住民説明会やパブリックコメントの意見を踏まえ、大森八景坂景観形成重点地区の基準を定め、大森駅西口周辺の景観誘導を図ってまいります。
5	清浦さんの坂について、アイストップの確保に努めるという記載に対して、既存の樹木がアイストップの役を果たしているため、人工的な目印をアイストップとして促すような記載は適切ではないと考える。	大森八景坂景観形成重点地区及び景観保全誘導区域の坂道沿いでは、アイストップとなるような緑などの確保に努める旨、景観形成基準に定めております。 その一例として、景観形成基準を適用した際のイメージをP14に記載しており、「清浦さんの坂」については、既存の樹木がアイストップの役割を果たしている様子を描いております。 なお、アイストップとは、まちかど等にある建築物や樹木など、人の視線を引き付ける役割を果たす対象物で、単調な景観に変化や魅力を与えるものを指しています。

# 大田区景観計画 変更素案に寄せられた区民意見に対する区の方

別紙

No.	意見要旨	区の方
6	<p>計画に記載のあるカタカナの用語(アイストップ、ヒューマンスケール等)は一般的に理解しづらい場合があるため、大田区で暮らしている人々がわかる言葉の記載、あるいは注釈を希望する。</p>	<p>カタカナの用語(アイストップ、ヒューマンスケール、ファサード)については、注釈を追加し、用語の意味を記載します。</p> <p>【用語の解説】                      アイストップ                      ⇒まちかど等にある建築物や樹木など、人の視線を引きつける役割を果たす対象物で、単調な景観に変化や魅力を与えます。                      ヒューマンスケール                      ⇒人間の尺度を基準として、人間が安心して快適に感じられる適切な空間の規模やものの大きさを示すものです。                      ファサード                      ⇒主に建築物の正面の外観のことであり、建築デザインの重要な要素であるとともに、街並みを形成する重要な役割を果たします。</p>
7	<p>池上通りが拡幅されることで、JRの線路際にある商店街はどのようなになるのか。</p>	<p>都市計画道路の区域内に入っている線路際の商店部分(駅西口出口より南側)については、タクシーや自家用車・荷捌き車両等の駐車場所を本線交通と分離する形で整備する予定です。</p>
8	<p>今回の景観計画改定に際し、大森駅西口側の開発および天祖神社周辺を景観保全誘導区域に指定することに住民として賛同する。</p>	<p>ご賛同ありがとうございます。                      「大森の玄関口として、地形や歴史・文化を活かした人が主役の景観づくり」を目指し、良好な景観形成を一層推進してまいります。</p>
9	<p>今回の景観計画の追加指定は、「過ごしやすい綺麗な街づくり」として大切な計画であり、大田区が発展し、より良い街になる事を強く願っている。                      今後の具体計画では、「ベビーカーや車椅子が通りやすい」「車道に十分な自転車レーンを確保する」「無電柱化」など、「子育て世帯、高齢者や身体障害のある人が使いやすい安全安心な環境」の観点を加えて頂きたい。</p>	<p>南北崖線の地形、複数の坂、豊かな緑や賑わいのある商店街など本地区の景観上の特徴を活かした景観づくり、歴史・文化と調和した景観づくり、眺望に配慮した景観づくりを進めてまいります。                      また、今後の補助第28号線(通称:池上通り)拡幅に伴う整備効果は、以下が期待されます。</p> <p>『交通の円滑化』                      バス・タクシーや荷さばき車両等の駐車場所を本線交通と分離することで、駅前の交通混雑が緩和されます。</p> <p>『安全で快適な駅前空間の創出』                      現在の幅員3m程度の歩道幅員を5m程度に広げることで歩道部の混雑を解消し、歩行者・車椅子・ベビーカー等地域の皆さまが安全・安心に通行できるようになります。</p> <p>『交通結節機能の強化』                      歩道部の混雑解消やバス乗降場との移動がスムーズになり、乗換利便性が向上します。</p> <p>『防災性の向上』                      無電柱化することにより、震災時等の電柱倒壊による道路閉塞を防ぎ、緊急車両の通行や緊急物資の輸送が可能となります。</p>

## 令和6年度水防態勢の構築について

### 1 台風7号（8月16日（金））

態勢概要						
気象種別	態勢種別	態勢日時		気象情報		配備人員
台風7号	一次態勢	設置：8月16日7時00分 解除：8月16日21時30分		大雨警報、暴風警報 波浪警報、雷注意報 洪水注意報		129人 (※18人)
※災害時緊急応急対策等作業委託業者従事人数						
降雨量						
	馬込 特別出張所	嶺町 特別出張所	大田区 本庁舎	雪谷 特別出張所	新井宿 特別出張所	羽田 (アメダス)
総雨量	52.5mm	65.5mm	48.5mm	52.0mm	39.5mm	35.0mm
最大時間雨量	11.0mm (16日 12:00)	15.5mm (16日 12:00)	10.0mm (16日 11:00)	10.5mm (16日 12:00)	7.5mm (16日 12:00)	14.0mm (16日 11:00)
被害状況						
物的	2件 ・NTT柱の破断：西六郷1-6-1 ・倒木：鶴の木二丁目児童公園					
人的	0件					

### 2 大雨（8月21日（水））

態勢概要						
気象種別	態勢種別	態勢日時		気象情報		配備人員
大雨	一次態勢	設置：8月21日18時52分 解除：8月21日22時00分		大雨警報、洪水注意報 雷注意報		71人
降雨量						
	馬込 特別出張所	嶺町 特別出張所	大田区 本庁舎	雪谷 特別出張所	新井宿 特別出張所	羽田 (アメダス)
総雨量	20.0mm	7.5mm	8.0mm	8.5mm	14.5mm	24.0mm
最大時間雨量	20.0mm (21日 20:00)	7.5mm (21日 20:00)	8.0mm (21日 20:00)	8.5mm (21日 20:00)	13.5mm (21日 20:00)	24.0mm (21日 19:00)
被害状況						
物的	0件					
人的	0件					

3 台風10号（8月30日（金）～31日（土））

態勢概要						
気象種別	態勢種別	態勢日時		気象情報	配備人員	
台風10号	一次態勢	設置：8月30日2時40分		土砂災害警戒情報 大雨警報、洪水警報 強風注意報、波浪注意報 雷注意報	232人 (※26人)	
	二次態勢	移行：8月30日10時15分				
	一次態勢	移行：8月31日8時30分 解除：8月31日12時00分				
※災害時緊急応急対策等作業委託業者従事人数						
降雨量						
	馬込 特別出張所	嶺町 特別出張所	大田区 本庁舎	雪谷 特別出張所	新井宿 特別出張所	羽田 (アメダス)
総雨量	67.0mm	75.0mm	55.5mm	67.0mm	65.0mm	52.5mm
最大時間雨量	12.0mm (30日 3:00)	16.5mm (30日 3:00)	12.5mm (30日 8:00)	16.0mm (30日 3:00)	13.5mm (30日 8:00)	14.5mm (30日 10:00)
多摩川の水位						
日時	水位〔田園調布（上）観測所〕		水位判断基準との変位		水位判断基準	
30日 0:10	4.65m		水防団待機水位超過		4.50m：水防団待機水位	
30日 1:00	6.01m		氾濫注意水位超過		6.00m：氾濫注意水位	
30日 2:50	7.80m		避難判断水位超過		7.60m：避難判断水位	
30日 3:40	8.27m		(最高水位)		8.40m：氾濫危険水位	
30日 4:50	7.52m		避難判断水位低下		10.35m：計画高水位	
30日 11:20	5.96m		氾濫注意水位低下			
31日 8:00	4.47m		水防団待機水位低下			
被害状況						
物的	1件 ・多摩川河川敷（グラウンド施設等の損傷、土砂・漂流物の滞留）					
人的	0件					

まちづくり環境委員会

令和6年9月27日

環境清掃部 資料8番

所管 環境計画課

# 2021(令和3)年度大田区の温室効果ガス排出量報告について

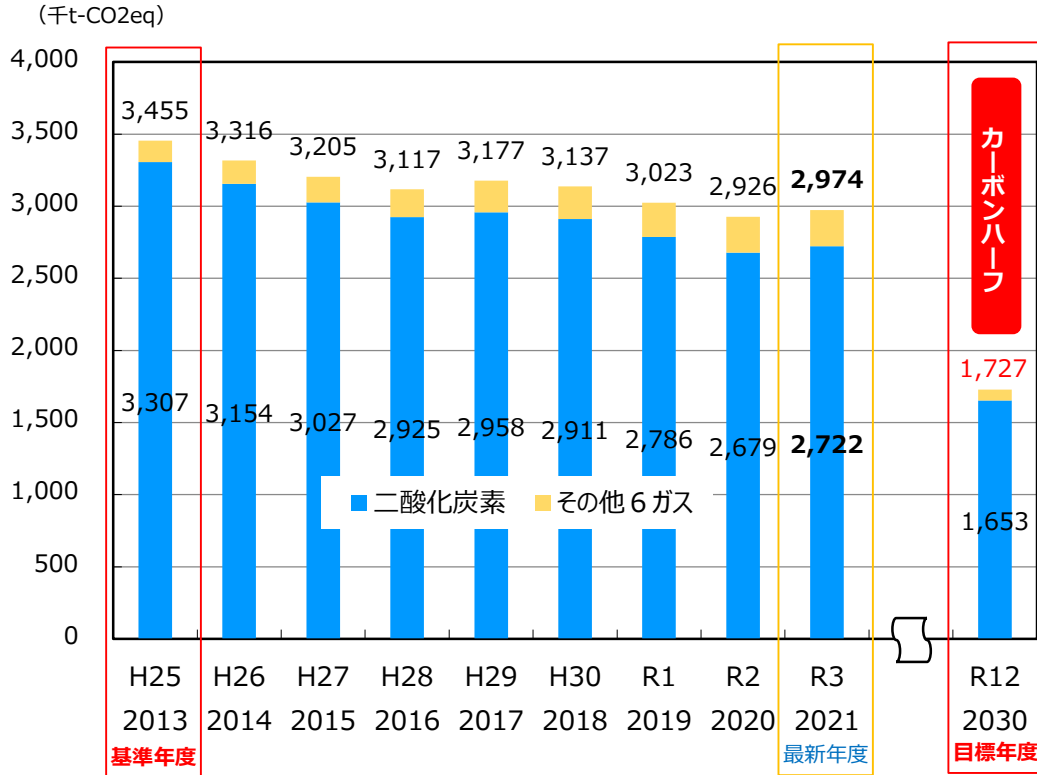
温室効果ガス排出量の把握は、各自治体の温暖化防止施策を展開する上で基礎情報となるもので、大田区においても、これにより計画策定や対策・施策の検討等を行っています。

[排出量の算定について]

排出量の算定には、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による都内62市区町村共通の算定手法を用いています。

国、東京都、その他関係機関が公表する統計資料を引用するため、現在算定可能な最新値は2021(令和3)年度となります。

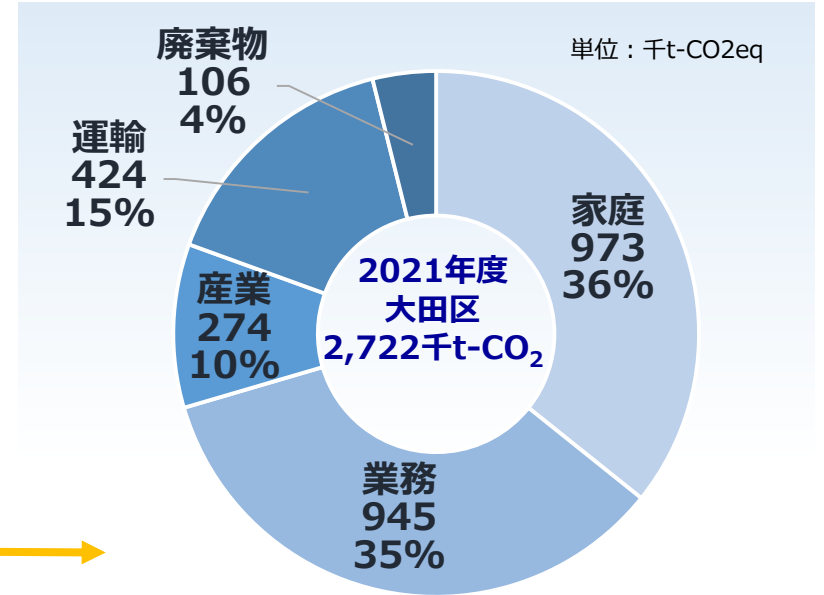
# 大田区の温室効果ガス排出量の推移



【その他6ガス】メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素

# 部門別二酸化炭素排出量（2021年度）

- 【家庭】 家庭内での活動
- 【業務】 事業所ビルや飲食店、ホテルなどのサービス関連産業や公的機関等の活動
- 【産業】 製造業、建設業、農業の活動
- 【運輸】 自動車、鉄道（航空機は除く）
- 【廃棄物】 一般廃棄物



## ■ 温室効果ガス総量（1.6%増）

→ 2013年度（基準年度）より徐々に削減傾向にあるが、前年度より若干増

・ 産業・運輸部門の排出量が前年度より増加（産業部門25.1%増、運輸部門1.7%増）

→ コロナ禍からの経済回復による産業活動の再開

・ 家庭部門の排出量が前年度より増加（1.1%増）

→ コロナ禍による在宅時間の増加や厳冬による暖房需要の増加



## 大田区と株式会社ジモティーとの連携協定の締結について



大田区は、株式会社ジモティーをパートナーとして、それぞれの強みを活かしながら、循環型社会の形成に向けた、社会的側面・経済的側面の双方の課題解決を目的として、以下のとおり連携協定を締結することとする。

### 1 協定締結先について

事業者名 株式会社ジモティー

本社：東京都品川区

設立：平成23年7月7日

### 2 協定締結先の強み

(1) 不要品リユース事業による廃棄物削減への貢献

(2) 180を超える自治体との協定締結実績

### 3 連携予定項目

(1) リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること。

(2) 循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた啓発・協働推進に関すること。

(3) その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。

### 4 協定締結日について

令和6年10月上旬（予定）

### 5 区民への周知について

事業内容については、区報、区公式LINE、区公式X等でお知らせするとともに、区ホームページ、ごみ分別アプリ、清掃だより等で継続的・定期的に周知を図っていく。